

資 料 編

〔目次〕

〔防災関係組織等〕	1
○ 防災関係機関連絡先一覧	1
○ 災害時における水道施設及び下水道施設の復旧支援に関する協定締結事業者	5
○ 町内土木業者一覧	6
○ 町内輸送業者一覧	6
〔災害・危険箇所関係〕	7
○ 過去の主な災害	7
○ 山地災害危険地区一覧	8
○ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	9
○ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域一覧	10
○ 砂防指定地一覧	10
○ ため池一覧	11
〔通信関係〕	14
○ 町防災行政無線設置状況	14
○ 災害時優先電話設置状況	14
〔避難施設、医療機関等関係〕	15
○ 避難場所及び誘導消防団	15
○ 福祉避難所一覧	18
○ 洪水浸水想定区域内社会福祉施設等一覧	18
○ 地震における避難所の選定基準及び指定方針	19
○ 風水害における避難所の選定基準及び指定方針	21
○ 町内医療機関一覧	23
○ 防疫用資機材保有状況	24
〔消防、危険物施設等関係〕	25
○ 笠岡地区消防組合保有の消防力	25
○ 里庄町消防団保有の消防力	25
○ 里庄町消防水利の状況	25
○ 火災気象通報及び火災警報の発表基準	26
○ 消防信号	27
○ LPガス充てん所	28
〔水防等関係〕	29
○ 水防資材の備蓄状況	29
○ 水防活動実施報告書	30
○ 予報及び警報等の種類と基準等	31
〔火葬場〕	36
〔廃棄物等関係〕	37
○ 清掃施設、設備等の状況	37
〔輸送等関係〕	38
○ 町有車両保有状況一覧	38
○ 緊急通行車両確認証明書	40
○ 緊急通行車両の標章	42
○ ヘリポート適地	42
〔自衛隊関係〕	43
○ 自衛隊災害派遣要請要求書	43
○ 自衛隊撤収要請依頼書	44
〔条例・協定等関係〕	45
○ 里庄町防災会議条例	45
○ 里庄町災害対策本部条例	48
○ 災害時応援協定一覧	49

○ 岡山県下消防相互応援協定	52
○ 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定	56
○ 災害時における情報交換に関する協定書	68
○ 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	69
○ 里庄町避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定書	73
○ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書	75
○ アマチュア無線による災害時応援協定	77
○ 災害時における里庄町水道施設及び下水道施設の復旧支援に関する協定書	79
○ 里庄町災害緊急放送の実施に関する協定書	81
○ 里庄町災害緊急放送に関する協定書	82
○ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	84
○ 里庄町災害対応型自動販売機設置に関する協定書	86
○ 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	88
○ 災害時における物資供給に関する協定書	90
○ 災害時における避難所としての使用に関する協定書	92
○ 災害時における食料物資の供給に関する協定書	94
○ 災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	96
○ 災害時における避難所としての使用及び備品貸与に関する協定書	98
○ 災害時の医療救護活動についての協定書	100
○ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	102
○ 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	105
○ 要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	108
○ 災害時における行政書士業務相談に関する協定書	111
○ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	113
○ 里庄町と里庄郵便局の災害発生時における協力に関する協定	116
○ 災害に係る情報発信等に関する協定	118
○ 災害時における物資供給に関する協定書	120
○ 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書	122
○ 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	124
○ 災害時における土地家屋調査士派遣に関する協定	126
○ 災害時における司法書士法律相談に関する協定	128
○ 災害時における法律相談業務等に関する協定	130
○ 災害時における避難所としての使用に関する協定書	133
○ 里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱	135
[その他]	148
○ 里庄町指定文化財（無形は除く）	148
○ 災害援護資金、生活福祉資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金概要	149
○ 災害融資制度	151
○ 災害救助法の適用基準	152
[様式等関係]	157
○ 災害報告関係様式等一覧	157
○ 救助日報	170
○ 罹災者台帳	172
○ 罹災証明書	173
○ 避難所状況報告書（例）	174
○ 避難所利用者名簿（例）	176
○ 避難所用物品受払簿（例）	180
○ 避難所設置及び収容状況表（例）	180
○ 避難所収容状況	181
○ 災害用応急米配給割当申請書	181
○ 災害用応急米配給申請書	182
○ 被災者応急米使用状況（例）	183
○ 救助作業員及び応急復旧作業従事者用応急米使用状況（例）	183
○ 被災者に対する米穀配給状況（例）	184
○ 炊出し用物品借用書（例）	184
○ 炊出し協力者奉仕者名簿（例）	185
○ 炊出し受給者名簿（例）	185

○ 食料品現品給与簿（例）	186
○ 炊出しその他による食品給与物品受払簿（例）	186
○ 物資受払簿（例）	187
○ 物資給与及び受領簿（例）	187
○ 救護（医療）班出動報告書.....	188
○ 救護（医療）班診療記録（例）	189
○ 救護（医療）班医薬品衛生材料使用簿（例）	189
○ 被災教科書報告書（例）	190
○ 被災児童生徒名簿（例）	191
○ 義援金品拋出者名簿（例）	192
○ 義援金品引継書（例）	192
○ 義援金品受領書（例）	193
○ 現金出納簿（例）	194
○ 義援金受払簿（例）	194

〔防災関係組織等〕

○ 防災関係機関連絡先一覧

1 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
里庄町役場	里庄町大字里見1107-2	0865-64-3111

2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岡山県危機管理課 (防災対策班)	岡山市北区内山下二丁目4-6	086-226-7293
備中県民局地域政策部 地域づくり推進課 (市町村連携班)	倉敷市羽島1083	086-434-7003 7004 7005
備中県民局井笠地域事務所 井笠地域総務課 備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5	0865-69-1611 0865-69-1675
井笠農業普及指導センター	笠岡市六番町2-5	0865-69-1652
井笠家畜保健衛生所	岡山県小田郡矢掛町浅海345	0866-84-8221

3 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
玉島警察署	倉敷市玉島1354番地	086-522-0110
里庄東駐在所	里庄町大字里見4254-4	0865-64-2110
里庄西駐在所	里庄町大字新庄674-1	0865-64-3110

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省中国地方整備局		
岡山国道事務所	岡山市北区富町2-19-12	086-214-2220
岡山河川事務所	岡山市北区鹿田町2-4-36	086-223-5101
中国四国農政局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511
近畿中国森林管理局 岡山森林管理署 岡山森林事務所	津山市小田中228-1	0868-23-2151
大阪管区气象台 (岡山地方气象台)	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎5階	086-223-1334
自衛隊 (陸上自衛隊第13特科隊)	勝田郡奈義町滝本官有無番地	0868-36-5151
中国財務局 (岡山財務事務所)	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎4階	086-223-1131

5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 (里庄郵便局)	里庄町大字新庄1417	0865-64-2000
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本岡山支社 施設指令)	岡山市北区駅前町2丁目1番7号	086-225-9432
西日本旅客鉄道株式会社 里庄駅	里庄町大字新庄2784-5	0865-64-2015
西日本電信電話株式会社 (岡山支店)	岡山市北区中山下2-1-90	086-801-5627
株式会社NTTドコモ (岡山支店)	岡山市北区東古松1-11-20 ドコモ岡山東古松ビル2F	086-222-2211
KDDI株式会社 (中国総支社)	-	-
ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課)	-	-
日本赤十字社 (岡山県支部)	岡山市北区丸の内二丁目7番20号	086-221-9595
日本放送協会 (岡山放送局)	岡山市北区駅元町15-1	086-214-4700
中国電力ネットワーク株式 会社(倉敷ネットワークセ ンター)	倉敷市中庄2293-2	086-463-8902

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本通運株式会社 (岡山支店)	岡山市北区錦町1-1-704	086-224-1110
西日本高速道路株式会社 (中国支社)	広島県広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4111

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山陽放送(株)	岡山市北区丸の内2-1-3	086-225-5531
岡山放送(株)	岡山市北区学南町3-2-1	086-252-3211
テレビせとうち(株)	岡山市北区柳町2丁目1-1 山陽新聞社本社ビル	086-803-7000
岡山エフエム放送(株)	岡山市北区中山下1-8-45 N T T クレド岡山ビル11階	086-226-7680
(一社) 岡山県トラック協会	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211
(公社) 岡山県医師会	岡山市北区駅元町19番2号	086-250-5111

8 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
笠岡地区消防組合消防本部	笠岡市十一番町4番地の3	0865-63-5119
鴨方消防署	浅口市鴨方町六条院中2144番地の1	0865-44-5119

9 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岡山県西部衛生施設組合	笠岡市平成町100番地	0865-66-2620
岡山県西部 環境整備施設組合	里庄町大字新庄3655番地	0865-64-2186

10 公共的団体等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岡山県西南水道企業団 (笠岡市水道課) 新庄浄水場	笠岡市十一番町4-1 里庄町大字新庄2番地	0865-63-5241 0865-64-3274
浅口商工会里庄支所	里庄町大字里見2512-2	0865-64-2058
(福)里庄町社会福祉協議会	里庄町大字里見1107-2	0865-64-7218
(一社)浅口医師会	浅口市金光町占見新田436-2 医師会館	0865-42-6783
(一社)浅口歯科医師会	里庄町大字新庄グリーンクレスト1-4 原田歯科医院内	0865-64-5158
晴れの国岡山 西農業協同組合里庄支店	里庄町大字里見2610-1	0865-64-3311

11 その他

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
笠岡放送(株)	笠岡市笠岡4295-6	0865-93-6181
エフエムゆめウェーブ	笠岡市中央町36-1	0865-61-4000

○ 災害時における水道施設及び下水道施設の復旧支援に関する協定締結事業者

(令和3年1月20日現在)

工 事 業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(有) 岡 辺 建 材 店	里庄町大字新庄1149番地	0865-64-2231
ク シ ダ	里庄町新庄3195番地21	0865-64-7262
洗 進 設 備	里庄町新庄グリーンクレスト17番地6	0865-64-5164
坂 本 設 備	里庄町里見9442番地1	0865-64-5361
(有) 昭 栄 設 備	里庄町里見7435番地	0865-64-5360
和 光 設 備	里庄町新庄3195番地29	0865-64-3368
(株) ア ク ア 美 保	笠岡市入江382番地1	0865-67-3555
(株) 石 田	笠岡市美の浜32番地58	0865-67-1448
山 陽 住 宅 (株)	笠岡市五番町5番地50	0865-63-3663
(株) 太 陽	笠岡市六番町4番地3	0865-62-5265
(株) 藤 水	笠岡市大冨1948番地1	0865-66-2739
フ タ バ 興 業 (株)	笠岡市四番町1番地6	0865-62-2876
(有) 溝 田 設 備	笠岡市美の浜27番地28	0865-67-5100

○ 町内土木業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株) タ カ タ 工 業	里庄町大字里見6860	0865-64-2319
坂 本 組 (株)	里庄町大字里見259	0865-64-1250
(株) ツ ツ イ	里庄町大字新庄1732-1	0865-64-5545

○ 町内輸送業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福 山 通 運 (株) 井 笠 営 業 所	里庄町大字浜中93-261	0865-64-3556
中国運輸機工(株)里庄営業所	里庄町大字里見3758-1	0865-64-6100
両備ホールディングス(株)両 備トランスポートカンパニー 水島支店里庄営業所	里庄町大字里見4200	0865-64-3514
ヤマト運輸(株)浅口里庄宅急 便センター	里庄町大字里見3723-1	0570-200-000
マルタカ運送	里庄町大字里見6301	0865-64-4512
(株)クリエイト	里庄町大字里見8916	0865-64-3346
高 田 運 送 (有)	里庄町大字浜中841- 1	0865-64-2137

〔災害・危険箇所関係〕

○ 過去の主な災害

災害年月日	災害の種類	原因	被害の状況
昭和29年9月26日	風水害		本町を含む県内5市8町5村に災害救助法が適用される。
昭和45年2月18日	火災		虚空蔵山を火元とした山火事で、山林損害区域約120ha
昭和51年9月8日 ～13日	豪雨	集中豪雨 (総雨量) 406mm	住宅全壊 1戸(土砂崩れによる) 床上浸水 9戸 床下浸水 40戸 農業関係被害総額 7,000万円
平成28年6月22日 ～24日	豪雨	集中豪雨 (138.5mm)	住家一部損壊 1戸(土砂崩れによる)
平成30年7月5日 ～8日	豪雨	集中豪雨 (総雨量) 324mm	住家全壊 1戸 住家半壊 2戸 一部損壊 4戸 床下浸水 9戸 非住家 7件 公共災害 74件 農地災害 39件

○ 山地災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区一覧

(令和2年2月現在)

地区名	位置		保安林の指定
	大字	字	
大奈良	新庄	大奈良4705	有
毘沙門	里見	毘沙門	〃
登り	〃	登り	無
古屋堂	〃	大原西	有
西ノ平	新庄	西ノ平	〃
小池	〃	味噌ヶ谷3481外15筆	〃
浜中1	浜中		有
浜中2	〃		無

2 崩壊土砂流出危険地区一覧

(令和2年2月現在)

地区名	位置		保安林の指定
	大字	字	
河骨	里見	清水1664	有
惣良田	〃	惣良田	〃
地頭部	新庄	地頭部	〃
筆谷	〃	筆谷	〃
大峠	〃	大峠	無
奥迫	〃	奥迫	有

○ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

(令和2年2月現在)

区分	位置		公示日	基礎調査番号	土砂災害 警戒区域	
	大字	箇所名			警戒区域	特別警戒区域
I	里見	古井	平成30年3月23日	I-1208	○	○
I	里見	殿山	平成30年3月23日	I-1209	○	○
II	里見	高岡	平成30年3月23日	II-①	○	○
I	里見	松尾	平成22年1月19日	I-2067	○	
II	里見	松尾	平成30年3月23日	II-931	○	○
I	新庄	西ノ平(B)	平成30年3月23日	I-2367	○	○
I	新庄	新庄	平成30年3月23日	I-2368	○	○
I	新庄	西ノ平(A)	平成21年3月13日	I-1210	○	
I	新庄	八ツ的	平成21年3月13日	I-1211	○	
II	新庄	金山	平成30年3月23日	II-③	○	○

(注) 区分「I」: 人家5戸以上等の箇所
「II」: 人家1～4戸の箇所

○ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流）

(令和2年2月現在)

区分	位置		公示日	基礎調査番号	土砂災害 警戒区域	
	大字	溪流名			警戒区域	特別警戒区域
I	里見	新庄川	平成19年1月30日	I-34005	○	
I	里見	大原西谷	平成30年3月23日	I-34006	○	○
I	里見	大原西川	平成30年3月23日	I-34007	○	○
I	里見	大西川	平成19年1月30日	I-34008	○	
I	里見	清水川	平成19年1月30日	I-34004	○	
II	里見	林上川	平成30年3月23日	II-34002	○	○
II	里見	林下川	平成30年3月23日	II-34003	○	○
I	林	里見川	平成19年1月30日	I-34001	○	
I	新庄	干瓜川支流	平成30年3月23日	I-34009a	○	○
I	新庄	干瓜川支流	平成30年3月23日	I-34009b	○	○

(注) 区分「I」: 人家5戸以上等の溪流
「II」: 人家1～4戸の溪流

○ 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(平成25年8月1日現在)

区 域 名	大 字	告示年月日	告示番号	面積 (ha)
八ツ的	新庄	平成4年4月24日	338	0.12
西ノ平	〃	平成4年4月24日	338	0.24
松 尾	里見	平成6年3月4日	130	0.098

○ 砂防指定地一覧

(平成25年8月1日現在)

水系級	水系名	溪流名	大 字	告示年月日	告示番号
2級	今立川	新庄川	里見	S23/09/11	内00079
〃	〃	清水川	〃	S28/11/21	建01425
〃	〃	大西川	〃	S28/01/26	建00085
〃	〃	干瓜川	新庄	S45/10/03	建01457
〃	里見川	里見川	里見	S18/02/18	内00095

○ ため池一覧

(令和元年8月27日 現在)

名 称	所在地	堤 高 m	堤 長 m	貯水量 千m ³	防災重点ため池の 選定状況	摘 要
高 柳 池	里見281	4.0	56.0	12.0	○	
塚 鉾 池	里見709	3.4	41.0	1.0	○	
槇 山 新 池	里見1182-1	5.5	105.0	21.0	○	
山 中 上 池	里見1457	4.3	66.0	2.0		
山 中 下 池	里見1514-1	4.6	108.0	7.0	○	
山 中 中 池	里見1522-1	3.2	77.0	1.0	○	
長 惣 上 池	里見1672	7.0	50.0	6.0		
長 惣 中 池	里見1675	4.2	59.0	6.0		
長 惣 下 池	里見1679	5.3	32.0	12.0		
河 骨 上 池	里見1709	6.7	88.0	19.0	○	
茅 原 池	里見2182-1	4.0	55.0	2.3	○	
辺 々 下 池	里見2421	4.2	60.0	2.0		
平 井 上 池	里見2990	4.7	88.0	6.0		
平 井 下 池	里見3034	3.3	171.0	11.0	○	
広 池	里見3232	4.7	260.0	58.0	○	
宮 崎 池	里見3978	2.9	141.0	6.0		
一 丁 奥 池	里見4063	2.6	87.0	1.0		
守 屋 池	里見4769	4.0	65.0	1.7		
山 王 上 池	里見4778	5.0	120.0	20.0	○	
鳥 越 池	里見5240-1	2.0	20.0	0.8		
高 岡 新 池	里見5765-1	4.5	112.0	16.0	○	
八 幡 池	里見5771-1	2.8	87.0	3.0		
山 王 中 池	里見5822	3.4	79.0	5.0		
湯 ノ 谷 池	里見5902	4.0	44.0	0.4		
湯 ノ 池	里見5938	3.8	170.0	130.0	○	
慶 応 池	里見6234	3.5	215.0	5.0	○	
奥 ノ 谷 下 池	里見6976	2.3	54.0	1.0		
奥 ノ 谷 上 池	里見7002	5.0	63.0	3.0	○	
奥 迫 池	里見7501	5.7	66.0	13.0	○	
河 骨 下 池	里見7826	5.3	41.0	8.0		
千 田 木 池	里見7939	4.6	191.0	13.0	○	

名称	所在地	堤高 m	堤長 m	貯水量 千m ³	防災重点ため池の 選定状況	摘要
切前池	里見8067	4.0	44.0	2.1	○	
妙見池	里見8230	5.1	65.0	3.0	○	
池口・長惣上池	里見8239	3.7	41.0	3.0		
池口・長惣下池	里見8241	4.5	37.0	4.0		
迫池	里見8302	8.4	155.0	42.0	○	
津江小池	里見8431	2.0	18.0	0.2		
津江後池	里見8450	3.6	43.0	1.0		
横田新池	里見9171	2.2	208.0	6.0	○	
長田上池	里見9179	3.3	71.0	3.0		
長田池	里見9229	5.7	149.0	37.0	○	
三宅池	里見9549	2.3	33.0	0.0	○	
奥山上池	新庄190	2.0	57.0	0.6		
奥山下池	新庄195	3.7	59.0	2.0	○	
荒神平上池	新庄389	3.4	38.0	1.0	○	
八ツ的奥池	新庄437-1	4.7	67.0	4.0	○	
不計ノ砂草池	新庄972	3.0	40.0	1.6		
不計ノ砂角池	新庄975	4.0	27.0	0.4		
不計ノ砂上池	新庄1028	3.0	41.0	1.0		
不計ノ砂下池	新庄1031	3.8	39.0	1.0	○	
不計ノ砂中池	新庄1088	1.5	55.0	0.0	○	
申友花池	新庄1171-1	2.1	23.0	0.0		
定岡池	新庄1737	6.0	48.0	8.4	○	
安永池	新庄1798	2.3	83.0	1.0		
干詰池	新庄2073-1	5.0	60.0	9.0	○	
狭田上池	新庄2187	3.0	38.0	1.3		
狭田中池	新庄2334	4.0	53.0	4.0	○	
釜屋池	新庄2569-1	1.9	36.0	0.0		
神田池	新庄2666	2.0	17.0	0.4		
尾池	新庄3073	4.0	32.0	4.1	○	
ナカウヱ池	新庄3126	6.0	67.0	11.0		
堂迫池	新庄3155	4.8	66.0	8.0	○	
青ヶ谷新池	新庄3707	2.9	38.0	1.0		
下ムクリ池	新庄3791	2.0	27.0	0.8		
上ムクリ池	新庄3794	4.9	28.0	2.0	○	

名称	所在地	堤高 m	堤長 m	貯水量 千m ³	防災重点ため池の 選定状況	摘要
古所下池	新庄4040	6.0	52.0	5.0	○	
古所上池	新庄4053	6.3	40.0	3.0		
干瓜上池	新庄4558	3.0	50.0	0.4		
干瓜下池	新庄4595	3.3	87.0	3.0	○	
焼山下池	新庄4867	2.0	35.0	0.4		
奥下池	新庄4965-1	3.0	22.0	0.8		
焼山奥池	新庄4983	2.0	18.0	0.5	○	
平田池	新庄5265	3.0	36.0	1.1		
太治郎開地上池	新庄5334-1	4.0	50.0	10.5	○	
太治郎開地下池	新庄5384	3.2	44.0	10.0	○	
東中ノ坪上池	新庄5624	4.0	36.0	1.8		
小原池	新庄5735	2.8	72.0	2.0		
大奈良山王池	新庄5749	3.3	98.0	4.0	○	
野宮奥池	浜中396	5.6	27.0	2.0		
野宮池	浜中399	5.3	63.0	5.0	○	
皿池新池	浜中587	6.4	68.0	8.0	○	
皿池旧池	浜中591	9.2	47.0	17.0	○	
皿池大池	浜中651	6.5	90.0	12.0	○	
友里奥池	浜中820	3.9	31.0	2.0	○	
友里池	浜中827	5.0	72.0	4.1		
丸山池	浜中940	2.0	25.0	0.6		
新田池	浜中1107	6.9	60.0	42.0	○	

〔通信関係〕

○ 町防災行政無線設置状況

(令和3年3月現在)

移動系			
基地局	移動局		
	車載型	可搬型	携帯型
1	1	—	44

○ 災害時優先電話設置状況

設置箇所	電話番号
役場庁舎	0865-64-3154 (アナログ回線)
〃	0865-64-3194 (〃)
〃	0865-64-3118 (〃)
里庄東公民館	0865-64-4123
里庄西公民館 (仁科会館)	0865-64-4888
里庄東小学校	0865-64-2013
里庄西小学校	0865-64-2012
里庄東幼稚園	0865-64-2379

※ 災害時優先電話とは、災害等による異常輻輳時においても最優先に確保すべき重要な通話を行う加入電話であり、通話規制の対象としないもの。

〔避難施設、医療機関等関係〕

○ 避難場所及び誘導消防団

1 指定緊急避難場所

地区名	指定緊急避難場所	災害種別※			収容人員		誘導消防団
		洪水	土砂災害	地震	屋内	屋外	
浜中	浜中北公会堂	○	○	○	30	-	第1部
	浜中南公会堂	○	○		40	75	第1部
	浜中団地西公会堂	○	○		20	-	第1部
	浜中団地東公会堂	○	○		20	50	第1部
	君賀原公会堂	○	○	○	30	-	第1部
	浜中団地中央公園	○	○		-	800	第1部
新庄	西ノ平公会堂	○	○	○	40	-	第2部
	八ツの公会堂	○	○		20	-	第2部
	川南公会堂	○	○	○	50	-	第10部
	干瓜公会堂			○	50	180	第10部
	堂迫公会堂	○	○	○	30	-	第10部
	金山公会堂			○	30	-	第10部
	駅前公会堂	○	○	○	40	-	第10部
	狭田公会堂	○	○	○	20	-	第3部
	宮地公会堂	○	○	○	25	50	第3部
	才申公会堂	○	○	○	20	-	第4部
	安広公会堂	○	○	○	20	-	第12部
	西平井公会堂	○	○	○	40	300	第12部
	南平井公会堂	○	○	○	20	-	第12部
里見	岩村公会堂	○	○	○	30	-	第9部
	津江公会堂	○	○		20	200	第9部
	古井公会堂	○			20	-	第8部
	殿迫公会堂		○	○	40	-	第6部
	本村公会堂		○		40	20	第7部

地区名	指定緊急避難場所	災害種別※			収容人員		誘導 消防団
		洪水	土砂 災害	地震	屋内	屋外	
	高岡公会堂			○	40	-	第13部
	屋中公会堂	○	○	○	20	-	第13部
	手ノ際公会堂		○		20	15	第6部
	東平井公会堂	○	○		20	-	第12部
	明地公会堂	○	○		30	-	第11部
	岩村コミュニティー広場	○	○	○	-	800	第9部
	林地区公園	○	○	○	-	100	第8部
	つばきの丘運動公園	○	○	○	-	3,000	第11部
グリーン クレスト	GC東公会堂	○	○		30	400	第2部
合計	-	-	-	-	855	5,990	-

※災害種別について

- ・ 洪水とは、洪水、浸水を想定した災害
- ・ 土砂災害とは、崖崩れ、土石流、地滑りなどを想定した災害
- ・ 地震とは、地震及び津波を想定した災害

2 指定避難所

地区名	指定避難所	災害種別			収容人員	
		洪水	土砂災害	地震	屋内	屋外
浜中	仁科会館（西公民館）	○	○	○	300	800
新庄	里庄西小学校	○	○	○	500	2,000
	里庄西幼稚園	○	○	○	100	300
	駅前コミュニティーセンター	○	○	○	50	-
里見	東公民館	○	○	○	200	500
	里庄東小学校		○	○	500	1,000
	里庄東幼稚園		○	○	100	300
	里庄町立図書館	○	○	○	200	1,000
	里庄中学校	○	○	○	500	3,000
	里庄武道館	○	○		400	-
	里庄総合文化ホール	○	○	○	300	-
	里庄町健康福祉センター	○	○	○	250	-
	中央公民館（老人福祉センター）	○	○		300	-
	里庄町福祉会館	○	○		300	-
合計	-	-	-	-	4,000	8,900

○ 福祉避難所一覧

(平成31年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	種別
1	里庄町介護老人保健施設 里見川荘	浅口郡里庄町里見7350	0865-64-6111	介護老人 保健施設
2	里庄町四つ葉の家	浅口郡里庄町里見2602-3	0865-64-1070	障 害 者 支援施設

○ 洪水浸水想定区域内社会福祉施設等一覧

番号	名称	住所	施設種類	計画規模降雨 による浸水
1	里庄東小学校	里庄町里見6610番地	小学校	0.5m未満
2	里庄東幼稚園	里庄町里見6606番地3	幼稚園	0.5m未満

○ 地震における避難所の選定基準及び指定方針

第1 総則

震災時の避難所の選定基準及び指定方針、また避難所情報の管理・取扱について定める。

第2 定義

震災時の避難所とは、地震による災害を対象とし、下記の者を収容する施設のことをいう。

- (1) 家屋の倒壊や流出などによって住居を失った者
- (2) インフラの被害などにより現住所で生活することが困難な者
- (3) 町長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示などにより避難した者
- (4) その他の事由により自主的に避難した者

第3 選定基準

震災時の避難所として選定するには、原則として、次の各項に掲げる要素を満たしていることとする。ただし、地域の状況を鑑みて、必要と認められる施設にあっては、以下の基準に関わらず選定することができる。

1 施設の要素

- (1) 避難者1人あたりの占有面積を2㎡として、10人以上収容できること（床面積20㎡）。
- (2) 主たる施設管理者や鍵の管理者が定められており、無人の時間帯にあっても町からの連絡に応じて、速やかに施設を開放することができること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着手した建物にあっては、耐震診断の結果により、耐震補強が必要な場合（学校施設にあっては、 I_s 値が0.7未満の場合。それ以外の施設については、 I_s 値が0.6未満の場合）は、耐震補強工事を完了していること。

2 立地的要素

津波浸水想定区域外であること。ただし、津波浸水想定区域内にある場合は、浸水が想定される階より上階に、(1)に示す収容能力を有している場合を除く。

第4 選定にかかる協議と指定

- 1 町長は、余震や津波災害からの安全性を考慮して、震災時の避難所を指定する。
- 2 町有施設以外の施設を震災時の避難所として指定する場合は、町長と施設を管理する者が協議を行い、事前に協定等を締結する。
- 3 指定が決定した場合、町長は、施設を管理する者に指定を決定した旨を文書で通知する。
- 4 指定決定後、町長は震災時の避難所の指定について、消防署、周辺分館長などの関係者に対して通知する。

第5 指定後の啓発

- 1 指定した震災時の避難所は地域防災計画資料編に掲載する。
- 2 指定した震災時の避難所は、ハザードマップや防災ガイドブックなどに掲載して啓発する。

第6 避難所情報の更新

- 1 町長は、毎年1回、施設管理者に対して震災時の避難所の実態調査を行い、避難所施設及び連絡先などの情報を更新する。
- 2 町長は、各施設管理者から避難所情報の変更の連絡を受けた場合は、情報を更新する。
- 3 町長は、指定した施設に変更があった場合や、津波浸水想定区域等、警戒を要する区域指定があった場合には、選定基準に照らし、必要に応じて震災時の避難所の指定又は指定の解

除を実施する。

第7 避難所情報の管理

各避難所の情報は、各施設の管理者氏名及び連絡先などの個人情報を含んでいるため、里庄町個人情報保護条例に則って取り扱うものとする。

○ 風水害における避難所の選定基準及び指定方針

第1 総則

風水害時の避難所の選定基準及び指定方針、また避難所情報の管理・取扱について定める。

第2 定義

風水害時の避難所とは、洪水、浸水、崖崩れ、土石流、地滑りなど、地震以外の気象の変化等による災害を対象とし、下記の者を収容する施設のことをいう。

- (1) 家屋の倒壊や流出などによって住居を失った者
- (2) インフラの被害などにより現住所で生活することが困難な者
- (3) 町長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示などにより避難した者
- (4) その他の事由により自主的に避難した者

第3 選定基準

風水害時の避難所として選定するには、原則として、次の各項に掲げる要素を満たしていることとする。ただし、地域の状況を鑑みて、必要と認められる施設にあっては、以下の基準に関わらず選定することができる。

1 施設の要素

- (1) 避難者1人あたりの占有面積を2㎡として、10人以上収容できること(床面積20㎡)。
- (2) 主たる施設管理者や鍵の管理者が定められており、無人の時間帯にあっても町からの連絡に応じて、速やかに施設を開放することができること。

2 立地的要素

- (1) 建物が各種浸水想定区域外であること。ただし、浸水が想定される階より上階に、1(1)に示す収容能力を有している場合を除く。
- (2) 建物が土砂災害警戒区域外であること。ただし、近隣に適当な建物がなく、地元分館等と協議した結果、町長が当該建物が適当であると判断した場合を除く。

第4 選定にかかる協議と指定及び指定解除

- 1 町長は、浸水や土砂災害からの安全性を考慮して、風水害時の避難所を指定する。
- 2 町有施設以外の施設を震災時の避難所として指定する場合は、町長と施設を管理する者が協議を行い、事前に協定等を締結する。
- 3 指定が決定した場合、町長は、施設を管理する者に指定を決定した旨を文書で通知する。
- 4 指定決定後、町長は風水害時の避難所の指定について、消防署、周辺分館長などの関係者に対して通知する。

第5 指定後の啓発

- 1 指定した風水害時の避難所は地域防災計画資料編に掲載する。
- 2 指定した風水害時の避難所は、ハザードマップや防災ガイドブックなどに掲載して啓発する。

第6 避難所情報の更新

- 1 町長は、毎年1回、施設管理者に対して風水害時の避難所の実態調査を行い、避難所施設及び連絡先などの情報を更新する。
- 2 町長は、各施設管理者から避難所情報の変更の連絡を受けた場合は、情報を更新する。
- 3 町長は、指定した施設に変更があった場合や、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

及び浸水想定区域等、警戒避難を要する区域指定があった場合には、選定基準に照らし、必要に応じて風水害時の避難所の指定又は指定の解除を実施する。

第7 避難所情報の管理

各避難所の情報は、各施設の管理者氏名及び連絡先などの個人情報を含んでいるため、里庄町個人情報保護条例に則って取り扱うものとする。

第8 自主避難者受け入れ体制の整備

町長は、住民から自主避難を希望する旨の連絡があった場合に備えて、施設における受け入れ方法や分館等への連絡方法など、自主避難者の受け入れ体制を整備する。

○ 町内医療機関一覧

1 内科・整形外科等

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目
礒川内科医院	里庄町大字新庄1388	0865-64-2001	内科
鴨方整形外科	里庄町大字里見5276	0865-44-6252	整形外科、 リハビリテーション科
国定病院	里庄町大字浜中93-141	0865-64-3213	内科、心療内科、精神科、呼吸器科（呼吸器内科）、糖尿病内科、胃腸科、循環器科（循環器内科）、外科、整形外科、泌尿器科、肛門科（肛門外科）、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科
なかむら眼科医院	里庄町大字新庄5341-1	0865-64-2222	眼科
にいつクリニック	里庄町大字新庄2929-1	0865-64-3622	内科、外科、皮膚科、 耳鼻咽喉科

2 歯科

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目
えだき歯科医院	里庄町大字里見6228- 3	0865-64-4582	歯科、小児歯科
さだかね歯科医院	里庄町大字里見9283-6	0865-64-6187	歯科、歯科口腔外科
原田歯科医院	里庄町大字新庄グリーン ンクレスト1-4	0865-64-5158	歯科
宮部歯科医院	里庄町大字浜中93-169	0865-64-5000	歯科、小児歯科、歯科口腔外科

○ 防疫用資機材保有状況

(令和3年3月1日時点)

品名	単位	個数	数量
クレゾール	500ml	9本	4.50
塩化ベンザルコニウム (オスバン)	500ml	10本	5.00
次亜塩素酸ナトリウム溶液 (ビューラックス)	1,800ml	3本	5.40
アルコール (50%)	500ml	13本	6.50
アルコール (77%)	170	3缶	510
マスク (N95)	20枚	14個	280枚
サージカルマスク	50枚		30,000枚
ナビフィット手袋	100枚	1個	100枚
ラテックスロング手袋 (L)	50枚	1個	50枚
ディスポキャップ (白)	100枚	1個	100枚
フード付き防護服	20枚		20枚
防護服セット (マスク付き)			31セット
ブーツカバー	10枚	1個	5足
ブーツカバー	50枚	1個	25足
安全めがね			10個
ゴーグル			20個
噴霧器			2個

〔消防、危険物施設等関係〕

○ 笠岡地区消防組合保有の消防力

(令和2年4月1日現在)

消 防 車 等 保 有 台 数								電 話 番 号
普 通 消 防 車	は し ご 付 動 車	水 ポン プ 付 消 防 車	化 学 ポン プ 付 消 防 車	指 揮 車	高 規 格 救 急 車	水 槽 車	救 助 工 作 車	
6	1	2	1	1	6	1	2	消防本部 0865-63-5119 笠岡消防署 0865-63-7119 鴨方消防署 0865-44-5119

○ 里庄町消防団保有の消防力

(令和2年4月1日現在)

団員数	消 防 ポン プ 自 動 車	指 令 車	積 載 車 (<small>軽四</small>) 小 型 動 力 ポン プ	資 機 材 搬 送 車 (<small>普通</small>) 小 型 動 力 ポン プ 付
259	1	1	13	1

○ 里庄町消防水利の状況

(令和2年4月1日現在)

消 火 栓	貯 水 槽		プ ー ル	
	公 設	40m ³ 以上		20m ³ 以上
267		15	7	4

○ 火災気象通報及び火災警報の発表基準

1 火災気象通報

火災気象通報の基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	<ul style="list-style-type: none"> • 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 • 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%以下、実効湿度が60%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	<ul style="list-style-type: none"> • 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 • 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合。)

- (注) 1 ×印は、岡山地方気象台及び津山特別地域観測所における値とする。
 2 実効湿度とは「木材（生木でない例えば柱）の乾燥度」を表わすものであり、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表わすものである。
 3 区域細分は、予報及び警報等の対象区域細分の一次細分区域とする。

2 火災警報

町長が火災気象通報を受けたとき、火災警報の発令等火災予防上の措置を行う。

〈火災警報発令基準〉

強風注意報	<ul style="list-style-type: none"> • 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 • 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%以下、実効湿度が60%以下になると予想される場合
乾燥注意報	<ul style="list-style-type: none"> • 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 • 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合

○ 消防信号

方法 区分	種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付サイレン信号	その他信号
火災信号	近火信号 消防から800m以内のとき	(連点) 	約3秒 約2秒 (短声連点) 	
	出場信号 署団出場区域内	(3点) 	約5秒 約6秒	
	応援信号 署団特命応援出場のとき	(2点) 		
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	(1点) 		
	鎮火信号	(1点と2点の斑打) 		
山林火災信号	出場信号 署団出場区域内	(3点と2点の斑打) 	約10秒 約2秒 	
	応援信号 署団特命応援出場のとき	同 上	同 上	
火災警報信号	火災警報発令信号	(1点と4点の斑打) 	約30秒 約6秒 	掲示板 火災警報発令中 旗 吹流し 赤白 赤字に白字 形状及び大きさは、適宜とする。
	火災警報解除信号	(1点2個と2点との斑打) 	約10秒 約3秒 約1分 	口頭伝達、掲示板の撤去、旗及び吹流の降下
演習招集信号	演習招集信号	(1点と3点との斑打) 	約15秒 約6秒 	
備考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

○ LPガス充てん所

名 称	所 在 地	規模 (t)
上野油業(株)里庄工場	里庄町大字浜中837-2	70

〔水防等関係〕

○ 水防資材の備蓄状況

備蓄場所	土のう袋
町役場	3,200

○ 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m		雨 量 mm							
水防実施箇所	川 左岸 地先 m		右岸							
日時	自 月 日 時		至 月 日 時							
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計						
	人	人	人	人						
水防作業の概況及び工法	箇所 m		工法							
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する自己評価備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

○ 予報及び警報等の種類と基準等

1 気象注意報等

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が注意を呼びかけるために発表するものである。

注意報の種類		概要及び発表基準
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には別表のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には別表のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・12時間の降雪の深さが南部（高梁市・吉備中央町除く）5cm以上になると予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・有義波高が1.5m以上になると予想される場合
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表の条件に該当すると予想される場合である。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 ・視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。 ・最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合

注意報の種類		概要及び発表基準
注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20 cm以上あり、降雪の深さが30 cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50 cm以上あり、最高気温が12℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合 ※気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 ・24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上で、気温が-1℃から3℃になると予想される場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 ・最低気温が2℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想される場合である。 ・岡山地方気象台において最低気温が-3℃以下になると予想される場合

2 気象警報等

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される
とき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるために発表するものである。

警報の種類		概要及び発表基準
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・12時間の降雪の深さが各市町村の基準以上になると予想される場合 ・12時間の降雪の深さが、南部（高梁市・吉備中央町除く）10cm以上になると予想される場合
	強風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合
	風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。有義波高が2.5m以上になると予想される場合
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には別表の条件に該当すると予想される場合である。

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

3 気象等に関する特別警報について

暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため、発表するものである。大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種 類	発 表 基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(別表) 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 岡山地方気象台

里庄町	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	岡山県 南部 井笠地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104
	洪水		流域雨量指数基準	里見川流域=4.6
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6
			土壌雨量指数基準	84
	洪水		流域雨量指数基準	里見川流域=3.6
			複合基準*1	里見川流域= (5, 3.6)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	融雪			—
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 35%で実効湿度 60%	
	なだれ		①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上	
			②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨*2	
	低温		最低気温 -3℃以下*3	
	霜		4月以降の晩霜 最低気温 2℃以下	
着氷			—	
着雪		24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：-1℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は岡山地方気象台の値。

〔火葬場〕

平成25年8月1日現在

名 称	所 在 地	電 話	備 考
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域斎場	笠岡市走出3057-45	0865-65-1428	

〔廃棄物等関係〕

○ 清掃施設、設備等の状況

平成25年8月1日現在

1 ごみ収集運搬車

所有者	所在地	電話	所有台数
(有) 浅口清掃センター	里庄町里見9830	0865-64-2277	7

2 し尿収集運搬車

所有者	所在地	電話	所有台数
(有) 浅口清掃センター	里庄町里見9830	0865-64-2277	3
(株) クリーン・システム	倉敷市玉島783-2	086-522-5100	2
(株) クリーンサービス・イバラ	井原市下稲木町1762-2	0866-67-1721	11

3 廃棄物処理施設

名称	所在地	電話	備考
岡山県西部環境整備施設組合施設 里庄清掃工場	里庄町新庄3655番地	0865-64-2186	焼却施設
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100番地	0865-66-2620	し尿・浄化槽汚泥 処理施設
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105番地	0865-66-4788	粗大ごみ等 処理施設

4 死亡獣畜取扱場

名称	所在地	電話	備考
徳島化製事業協業組合	徳島県徳島市不動本町3-1704-1	088-631-6111	牛畜関係

〔輸送等関係〕

○ 町有車両保有状況一覧

令和3年3月1日現在

登録番号	所属	用途	初年度登録
倉敷300す6762 (プリウス)	総務課	乗用	H21. 2. 19
倉敷500て9345 (フィット)		〃	H27. 9. 15
岡山22に1339 (ローザ(バス))		乗合	H7. 2. 15
倉敷480い3616 (サンバー)		貨物	H20. 11. 27
倉敷480う810 (キャリィ (軽トラ))		〃	H22. 3. 15
里庄町ち8611 (セピア)		原付	H3. 7
里庄町り200 (セピア)		〃	—
里庄町り2560 (ライブデュオ)		〃	—
里庄町り2561 (ライブデュオ)		〃	—
倉敷580す1975 (アイミーブ)	町民課	乗用	H24. 6. 12
倉敷480く1954 (ホンダバン)		貨物	H30. 10. 5
倉敷480い2228 (エブリィ)	企画商工課	〃	H20. 8. 27
岡山480う3875 (エブリィ)	健康福祉課	〃	H18. 3. 31
倉敷480え7158 (エブリィ)		〃	H25. 6. 24
倉敷580ぬ2101 (e kスペース)		乗用	H29. 5. 11
倉敷300と5494 (ノア)		〃	R2. 9. 23
倉敷480う1862 (エブリィ)	農林建設課	貨物	H22. 5. 24
倉敷400す6404 (キャンター)		〃	R3. 2. 19
倉敷480う1589 (ハイゼットバン)		〃	H22. 4. 17
倉敷480え1835 (エブリィ)		〃	H24. 5. 18
倉敷480い4748 (ハイゼット (軽トラ))	農林建設課 (公園)	〃	H21. 2. 13
岡山42け6664 (エブリィ)	国土調査室	〃	H14. 6. 10
倉敷480え7160 (キャリィ (軽トラ))		〃	H25. 6. 24
倉敷480か6618 (スクラムトラック)	教育委員会	〃	H27. 6. 23

登録番号	所属	用途	初年度登録
倉敷480え7159 (エブリイ)	教育委員会	貨物	H25. 6. 24
倉敷480く9740 (エブリイ)		〃	R 2. 6. 29
倉敷480く9741 (エブリイ)		〃	R 2. 6. 29
岡山41ら4553 (キャリイ (軽トラ))		〃	H10. 4. 22
岡山41の6655 (ミニキャブ)	西幼稚園	〃	H 5. 8. 30
岡山42き1753 (ミニキャブ)	上下水道課	〃	H13. 4. 6
倉敷480え6266 (エブリイ)		〃	H25. 4. 15
倉敷480か7991 (エブリイ)		〃	H27. 10. 9
倉敷500せ2796 (フリード)	里見川荘	特殊	H20. 11. 21
倉敷580こ5372 (エブリイ)		〃	H23. 6. 14
倉敷800さ2831 (ハイエース)		〃	H27. 3. 18
倉敷580な9782 (スペーシア)		〃	H28. 10. 24
倉敷800さ3893 (ハイエース)		〃	R 1. 5. 10
岡山88す3671 (デリカ)	本部	特殊	H 3. 12. 19
倉敷800さ4033 (デリカ)		〃	R 1. 11. 21
倉敷800さ4111 (ダイナ)		〃	R 2. 3. 9
岡山80あ1401 (ミニキャブ)	1 部	〃	H11. 10. 19
岡山80あ2092 (スズキ)	2 部	〃	H16. 2. 12
岡山80あ857 (ミニキャブ)	3 部	〃	H 8. 1. 26
岡山80あ775 (ミニキャブ)	4 部	〃	H 7. 3. 30
岡山80あ982 (ミニキャブ)	5 部	〃	H 8. 10. 30
岡山80あ1663 (キャリイ)	6 部	〃	H13. 5. 24
岡山80あ983 (ミニキャブ)	7 部	〃	H 8. 10. 30
岡山80あ1159 (ミニキャブ)	8 部	〃	H10. 1. 23
岡山880あ133 (ミニキャブ)	9 部	〃	H20. 3. 27
岡山80あ1956 (スズキ)	10 部	〃	H15. 3. 13
岡山80あ858 (ミニキャブ)	11 部	〃	H 8. 1. 26
岡山80あ776 (ミニキャブ)	12 部	〃	H 7. 3. 30
岡山80あ1402 (ミニキャブ)	13 部	〃	H11. 10. 19

○ 緊急通行車両確認証明書

(表面)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		岡山県知事印	
		岡山県 県民局長 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(裏面)

(注意事項)

- 1 緊急輸送等を実施する場合は、運転者は確認証明書を必ず携行し、現場警察官から指示があった場合は提示すること。
- 2 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- 3 当該緊急通行の用務が終了した場合又は標章の有効期限が経過したときは、直ちに当該車両から標章を撤去し、確認証明書と併せて最寄りの県民局、地域事務所又は危機管理課に速やかに返還すること。

災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(災害対策基本法第50条第1項)

国民保護措置は、次に掲げる措置をいう。

- 1 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- 2 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 3 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 4 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(国民保護法第11条第1項)

○ 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○ ヘリポート適地

名 称	所 在 地	土 質	最大機種	最大機数	照明
里 庄 町 野 球 場	里庄町大字里見1710	芝	CH-47	6	無

〔自衛隊関係〕

○ 自衛隊災害派遣要請要求書

年 月 日
知 事 あて
市町村名
災害派遣に関する要請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を 要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）
(2) 災害派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
自 年 月 日 時から
至 年 月 日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿舎
(3) 食料
(4) 資材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

(用紙の大きさはA4とする。)

○ 自衛隊撤収要請依頼書

	年	月	日
知 事	あて		
		市町村名	
自衛隊の撤収要請依頼について			
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧もおおむね終了しましたから、 下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収要請依頼日時		
		年 月 日	時 分
2	派遣要請依頼日時		
		年 月 日	時 分
3	撤収作業場所		
4	撤収作業内容		

(用紙の大きさはA4とする。)

〔条例・協定等関係〕

○ 里庄町防災会議条例

昭和38年3月25日条例第16号

改正

平成12年3月17日条例第15号

平成24年9月12日条例第13号

平成25年9月9日条例第22号

里庄町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、里庄町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 里庄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 岡山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 岡山県警察の警察官のうちから町長が任命する者

- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、18人以内とする。

7 第5項第6号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(費用弁償)

第5条 委員が会議の招集に応じたとき、又はその職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、別に町長が定める。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月12日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の里庄町防災会議条例第3条第5項第6号又は第8号の規定により新たに任命される里庄町防災会議の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成25年9月9日条例第22号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○ 里庄町災害対策本部条例

昭和38年3月25日条例第15号

改正

平成24年9月12日条例第13号

里庄町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、里庄町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月12日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○ 災害時応援協定一覧

(令和3年1月1日現在)

番号	名称	協定締結先	締結年月日
1	岡山県下消防相互応援協定	県内27市町村及び4消防組合	平成20年3月31日
2	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定	岡山県、県内27市町村及び4消防組合	平成31年3月20日
3	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省 中国地方整備局	平成25年2月28日
4	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	岡山県及び県内27市町村	平成26年7月4日
5	里庄町避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定書	玉島警察署	平成28年12月12日
6	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	令和2年11月4日
7	アマチュア無線による災害時応援協定	(社)日本アマチュア無線連盟岡山県支部	平成10年12月11日 →令和2年10月6日 (一部改訂)
8	災害時における水道施設及び下水道施設の復旧支援に関する協定	水道関係13事業者	平成28年4月1日
9	里庄町災害緊急放送の実施に関する協定書	笠岡放送(株)	平成18年8月18日
10	里庄町災害緊急放送に関する協定書	エフエムゆめウェーブ(株)	平成18年8月18日
11	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	浅口西部建設協力会	平成19年4月1日
12	里庄町災害対応型自動販売機設置に関する協定	中国ペプシコーラ販売(株)	平成20年4月1日
13	災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定書	中国電力ネットワーク(株) 倉敷ネットワークセンター	平成23年11月17日 →平成30年6月15日 →令和2年11月9日 (一部改訂)
14	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成25年9月18日

番号	名称	協定締結先	締結年月日
15	災害時における避難所としての使用に関する協定書	天野実業（株）	平成25年9月24日
16	災害時における食料物資の供給に関する協定書	天野実業（株）	平成25年9月24日
17	災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	岡山カートン（株）	平成25年11月14日
18	災害時における避難所としての使用及び備品貸与に関する協定書	医療法人萌生会	平成25年11月14日
19	災害時の医療救護活動についての協定書	（一社）浅口医師会	平成26年3月20日
20	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	（一社）浅口歯科医師会	平成26年12月22日
21	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合おかやまコープ	平成27年3月10日
22	要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	（福）里庄町社会福祉協議会	平成27年3月10日
23	災害時における行政書士業務相談に関する協定書	岡山県行政書士会	平成27年6月15日
24	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社 岡山支店	平成29年9月19日
25	里庄町と里庄郵便局の災害発生時における協力に関する協定	日本郵便株式会社里庄支店 笠岡支店	平成30年3月28日
26	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年7月1日
27	災害時における物資供給に関する協定書	萩原工業株式会社	令和2年7月8日
28	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書	公益社団法人岡山県柔道整復師会	令和2年7月8日
29	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	株式会社アクティオ中国支店	令和2年7月8日
30	災害時における土地家屋調査士派遣に関する協定	岡山県土地家屋調査士会	令和2年11月6日
31	災害時における司法書士法律相談に関する協定	岡山県司法書士会	令和2年11月6日

番号	名称	協定締結先	締結年月日
32	災害時における法律相談業務等に関する協定	岡山弁護士会	令和2年11月6日
33	災害時における避難所としての使用に関する協定書	浅口商工会	令和2年11月10日

○ 岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

(1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合

(2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

(3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合

(4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

- 第6条** 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。
- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

- 第7条** 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第8条** 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

- 第9条** 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。
- 2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防衛活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

- 第10条** この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

- ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）
- イ 化学消火に要した薬剤費
- ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。
- エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費
- オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。
- カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難い場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

岡 山 市 長

倉 敷 市 長

津 山 市 長

玉 野 市 長

笠 岡 市 長

井 原 市 長

総 社 市 長

高 梁 市 長

新 見 市 長

備 前 市 長

瀬 戸 内 市 長

赤 磐 市 長

真 庭 市 長

美作市長

浅口市長

和気町長

早島町長

里庄町長

矢掛町長

新庄村長

鏡野町長

勝央町長

奈義町長

西栗倉村長

久米南町長

美咲町長

吉備中央町長

津山圏域消防組合管理者 津山市長

笠岡地区消防組合管理者 笠岡市長

井原地区消防組合管理者 井原市長

東備消防組合管理者 備前市長

○ 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、県内に災害が発生し、消防対応が被災した市町村等単独では困難な場合に、広域的な消防応援（以下「広域応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内で発生した災害に対して、県と市町村等が協力して広域応援を行うことにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定に基づく広域応援を実施する区域は、県全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条の災害のうち、その規模又は特殊性に鑑み、大規模災害又は特殊災害等広域応援を必要とするものをいう。ただし、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の対象となるものを除く。

（広域応援計画）

第4条 県と市町村等は、協議の上、広域応援に係る体制及び方法等必要な事項について定める計画（以下「広域応援計画」という。）を決定するものとする。

（広域応援要請及び決定）

第5条 被災した市町村等は、この協定に基づく広域応援要請を県に対して行うものとする。

- 2 県は、前項の規定による要請を受けた場合は、広域応援計画に基づき、広域応援を決定するものとする。
- 3 県は、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、広域応援を決定することができる。
- 4 市町村等は、前二項の規定による決定があった場合は、可能な限り広域応援に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく広域応援に要する経費は、原則として相互応援協定の例により負担するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と市町村等の協

議により決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を32通作成し、県及び市町村等が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成31年3月20日

岡山県
岡山県知事

岡山市
岡山市長

倉敷市
倉敷市長

津山市
津山市長

玉野市
玉野市長

笠岡市
笠岡市長

井原市
井原市長

総社市
総社市長

高梁市
高梁市長

新見市
新見市長

備前市
備前市長

瀬戸内市
瀬戸内市長

赤磐市
赤磐市長

真庭市
真庭市長

美作市
美作市長

浅口市
浅口市長

和気町
和気町長

早島町
早島町長

里庄町
里庄町長

矢掛町
矢掛町長

新庄村

新庄村長

勝央町

勝央町長

西栗倉村

西栗倉村長

美咲町

美咲町長

津山圏域消防組合

管理者 津山市長

井原地区消防組合

管理者 井原市長

鏡野町

鏡野町長

奈義町

奈義町長

久米南町

久米南町長

吉備中央町

吉備中央町長

笠岡地区消防組合

管理者 笠岡市長

東備消防組合

管理者 備前市長

岡山県内消防広域応援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、平成31年3月20日に岡山県(以下「県」という。)と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)で締結した「岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定」(以下「広域応援協定」という。)第4条に規定する消防の広域応援計画であり、県内で大規模災害又は特殊災害(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合の県が実施する対応、広域的な消防応援等について必要な事項を定め、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語の定義は、消防組織法(昭和22年法律第226号)及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号)において使用する用語の例によるほか、別紙1のとおりとする。

(適用基準)

第3 本計画の適用基準は次のとおりとする。

- (1) 大規模災害等が発生し、被災地の消防力によっては防ぎよが困難な非常事態であると被災市町村の長が判断した場合
- (2) 災害の状況及び被災地の消防力を考慮して、被災地市町村からの要請を待ついとまがなく、応援等が必要な非常事態であると知事が判断した場合

(相互応援協定との関係)

第4 本計画は、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)の効力を妨げるものではなく、被災市町村の長は、災害の規模、種別及び消防力等を勘案の上、広域応援要請又は相互応援協定に基づく応援要請のうち、適切と考えられる方を選択するものとする。ただし、第3(2)の規定により、非常事態であると知事が判断した場合を除く。

(各消防本部が保有する消防車両等の情報提供)

第5 広域応援隊の迅速な出動を確保するために、県は、毎年度はじめに各消防本部に対し、保有する消防車両、災害種別による特殊車両等について報告を求め、各消防本部に情報提供するものとする。

第2章 応援体制

(県消防広域応援活動調整本部の設置)

第6 知事は、被災市町村での広域応援隊の迅速かつ的確な活動に資するため、広域応援隊の出動が決定した場合又は災害の状況から広域応援が想定される場合は、県消防広域応援活動調整

本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。

2 調整本部は、県庁舎東棟2階防災・危機管理センターに設置するものとし、県庁舎が被災等により使用できないときは、岡山県立図書館内に設置するものとする。

3 調整本部の本部長は、県消防保安課長をもって充てる。

4 調整本部の副本部長は、県消防保安課消防班長及び代表消防機関職員をもって充てる。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 県消防保安課の職員

(2) 代表消防機関の職員

(3) 被災地消防本部の職員

6 調整本部は、県災害対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、広域応援隊の活動の調整に関すること。

(3) 広域応援隊の編成及び出動の要請に関すること。

(4) 広域応援隊の部隊移動に関すること。

(5) 広域応援隊の安全管理体制に関すること。

(6) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との連絡調整に関すること。

(7) 県災害対策本部に設置された航空運用調整グループとの連絡調整に関すること。

(8) 県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

7 調整本部は、本計画の対象となった災害について、県内の消防力では十分に対応できないと判断される場合は、直ちに知事に報告するものとする。知事は、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

8 本計画の対象となった災害により、本県に緊急消防援助隊が出動した場合、調整本部は消防組織法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部に移行するものとする。

なお、広域応援隊の活動は継続するものとする。

(指揮本部の設置)

第7 被災地消防本部は、管内において大規模災害等が発生した場合、広域応援隊等を円滑に運用し、災害防ぎょ、人命救助等の消防活動を円滑に実施するため、原則として、被災市町村の災害対策本部と緊密な連携がとれる場所に指揮本部を設置するものとする。

(代表消防機関)

第8 県内の消防機関を代表して、各消防本部及び県との連絡調整等を行う代表消防機関を定める。

(1) 代表消防機関

代表消防機関は岡山市消防局とする。

ただし、被災のため岡山市消防局が任務を遂行することが困難な場合は、次の順位により代表消防機関代行とする。

第1順位:倉敷市消防局

第2順位:津山圏域消防組合消防本部

(2) 代表消防機関の任務

代表消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア 調整本部への職員派遣
- イ 出動可能隊数のとりまとめ
- ウ 広域応援隊の派遣先・派遣隊数の調整
- エ 広域応援隊の全体的な指揮・調整
- オ ブロック幹事消防機関との連絡調整
- カ 消防防災航空隊との連絡調整
- キ その他、必要な事項

(地域ブロック)

第9 広域応援隊の迅速な出動及び効果的な消防応援の確保を図るため、各消防本部を別紙2のとおりブロック分けする。

2 各ブロックにはブロック幹事消防機関を置き、ブロック内の消防本部、代表消防機関及び県との連絡調整等を行うものとする。

(ブロック幹事消防機関)

第10 ブロック幹事消防機関

(1) ブロック幹事消防機関

各ブロックの幹事消防機関は次のとおりとする。ただし、自らが被災した等により任務を遂行することが困難な場合は、ブロック幹事消防機関の代行を調整本部が別に指定するものとする。

備前ブロック：岡山市消防局

備中ブロック：倉敷市消防局

美作ブロック：津山圏域消防組合消防本部

(2) ブロック幹事消防機関の任務

ブロック幹事消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア ブロック内の広域応援隊の指揮・調整
- イ 調整本部との連絡調整
- ウ 代表消防機関との連絡調整
- エ ブロック内の消防本部に対する連絡調整
- オ その他、必要な事項

(各消防本部)

第11 各消防本部は、広域応援隊として消防隊等を出動させる。

第3章 広域応援隊の出動体制等

(広域応援隊の編成)

第12 広域応援隊の編成は、代表消防機関が行う各消防本部への出動可能隊数の調査結果等に基づき、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊を調整本部が決定する。広域応援隊は、原則としてブロックごとに編成するものとする。

なお、航空隊は、岡山県消防防災航空隊と岡山市消防航空隊で編成するものとする。

2 広域応援隊を指揮する隊長(以下「県隊長」という。)は、原則として代表消防機関の職員をもって充てる。

3 ブロックごとに、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊及び水上小隊のうち、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成するものとする。

なお、災害の状況によっては、県隊長の指示により任務別に各中隊を編成して活動するものとし、広域応援隊の各中隊長は、県隊長が指定するものとする。

4 ブロックで編成する広域応援隊の名称は、各ブロックの名称を付け「〇〇ブロック広域応援隊(以下「ブロック広域応援隊」という。)

5 ブロック広域応援隊を指揮する隊長(以下「ブロック隊長」という。)は、原則としてブロック幹事消防機関の職員をもって充てる。

なお、ブロック隊長は、当該消防本部の実動隊の隊長を兼ねることができる。

6 各消防本部は、事前に広域応援隊として出動する部隊を指定しておくものとする。

7 各ブロック幹事消防機関の長は、ブロック内消防本部の長と協議しブロック広域応援隊の出動時の集合場所等、必要な事項を事前に定めるものとする。

8 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。

9 県は、ブロック幹事消防機関等と連絡をとり、人員輸送・食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立のため調整を行う。

(迅速な出動体制及び任務)

第13 出動体制及び任務は、下記のとおりとする。

(1) 災害即応部隊

ア 災害即応部隊は、下記【表1】に基づき調整本部が編成、知事の求め又は指示により迅速に出動し、被害情報の収集、被災地消防本部の指揮支援及び災害初期活動を行う。

【表1】

被災地区	情報収集航空隊		広域応援指揮支援隊			陸上先遣隊		
	第1順位	第2順位	第1順位	第2順位	第3順位	第1順位	第2順位	第3順位
岡山市	岡山市	県	倉敷市	津山圏域	—	倉敷市	津山圏域	—
倉敷市	県	岡山市	岡山市	津山圏域	—	岡山市	津山圏域	—
津山圏域	県	岡山市	岡山市	倉敷市	—	岡山市	倉敷市	—
備前ブロック	県	岡山市	岡山市	倉敷市	津山圏域	岡山市	倉敷市	津山圏域
備中ブロック	県	岡山市	倉敷市	岡山市	津山圏域	倉敷市	岡山市	津山圏域
美作ブロック	県	岡山市	津山圏域	岡山市	倉敷市	津山圏域	岡山市	倉敷市

※広域応援指揮支援隊は指揮隊、陸上先遣隊は指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊各1隊を基本的な編成とする。

イ 災害即応部隊の任務

(ア) 情報収集航空隊

航空機で被災市町村の被害状況等を収集し、調整本部に連絡する。

(イ) 広域応援指揮支援隊

指揮車で被災市町村の指揮本部に出動し、被害情報等を収集するとともに、主に広域応援隊の運用について指揮支援活動を行う。

(ウ) 陸上先遣隊

被災市町村に赴いて被害情報の収集及び消防活動を実施する。陸上先遣隊の隊長は、県隊長が被災地に到着するまでの間、県隊長代行としてブロック広域応援隊を指揮し消防活動を行う。

陸上先遣隊を構成する小隊は、県隊長到着後は広域応援隊に帰属し、県隊長の指揮の下、広域応援隊を構成する小隊として活動するものとする。

(2) 広域応援隊

広域応援隊は、知事の求め又は指示に応じ、調整本部が指定する被災地の活動拠点にブロックごとに出動し、県隊長の指揮の下、消防活動を実施する。

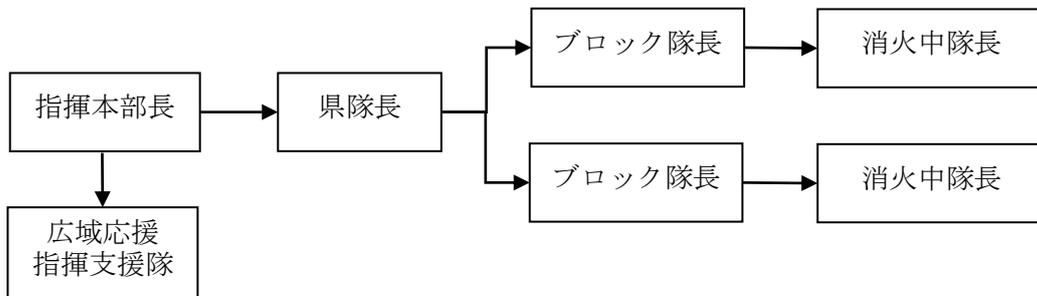
なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

(指揮体制)

第14 広域応援隊は、指揮本部の長(以下「指揮本部長」という。)の指揮の下に行動するものとする。

2 指揮体制は、図1のとおりとする。

【図1】



第4章 広域応援要請

(広域応援要請)

第15 この計画の対象となる災害に係る広域応援協定第5条第1項の規定に基づく広域応援要請は次項のとおりとし、連絡系統は別紙3のとおりとする。

2 被災市町村の長は、被災市町村の消防長と協議の上、広域応援が必要と判断した場合は、県に対して、広域応援要請を直ちに電話により行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により連絡するものとする。また、詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。

(様式1)

(1) 災害の概況

- (2) 出動が必要な区域や活動内容
- (3) その他広域応援隊の活動のために必要な事項

第5章 広域応援の決定

(広域応援の決定)

第16 知事は、第15第2項の要請を受けたとき又は災害の状況から被災市町村の長からの広域応援要請を待ついとまがないと判断できるときは、代表消防機関と協議し、広域応援を行うことを決定する。この場合、各市町村の長に応援を求めるものとし、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて応援市町村等に連絡するものとする。(様式3-1)

(非常事態における知事の指示)

第17 知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、各市町村等の長に応援を指示する場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて応援市町村等に連絡するものとする。(様式3-1)

(被災市町村への連絡)

第18 知事は、応援市町村等に広域応援の求め又は指示をした場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて被災市町村に連絡するものとする。(様式3-2)

(出動隊数の報告)

第19 応援消防本部は、広域応援隊が出動した場合は、出動隊数をブロック幹事消防機関及び代表消防機関を通じて知事に報告するものとする。(様式2)

2知事は、出動隊数の報告を受けた場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて被災市町村の長に対して通知するものとする。(様式3-3)

(調整本部の対応)

第20 調整本部は、次のとおり対応するものとする。

(1) 災害即応部隊の出動

調整本部は、災害即応部隊を出動させる消防本部に対し、電話による要請の後、ファクシミリにより出動を要請する。

なお、被災市町村による災害の規模及び状況等の把握が困難で、広域応援要請の判断に時間を要する場合には、当該部隊の出動準備を依頼できるものとする。

(2) 広域応援隊の出動

調整本部は、被災市町村からの情報や災害即応部隊の被害状況の把握の結果、広域応援隊の出動が必要と認めた場合は、ブロック幹事消防機関を通じて各消防本部に対し、ファクシミリにより広域応援隊の出動を要請する。

(3) 応援先の調整及び決定

調整本部は、広域応援隊の応援先を決定する。

なお、災害の規模により、全てのブロックが応援出動する必要がない場合は、被害状況、派遣期間等を総合的に判断し、出動ブロックを決定するものとする。

(4) 進出拠点

調整本部は、進出拠点を被災地消防本部と協議の上決定し、各ブロック幹事消防機関に連絡する。

(5) 活動拠点

調整本部は、活動拠点を被災地消防本部と協議の上決定し、各ブロック幹事消防機関に連絡する。

なお、この際は、警察、自衛隊、DMAT等の活動拠点を県災害対策本部に確認し、調整する。

(6) 被災地消防本部の受入体制の調整

調整本部は、被災地消防本部から広域応援隊の受入体制支援の要請を受けた場合、又は被災地消防本部では受入体制が整わないと判断される場合は、県内の被害状況を勘案し、受入体制を支援する消防本部について、ブロック幹事消防機関と調整する。

(7) 情報収集及び連絡

調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、被災地消防本部及びブロック幹事消防機関に連絡する。

(8) 資機材の貸出し

調整本部は、県保有の資機材の貸出しについて、必要に応じて県災害対策本部と協議を行う。

(9) ブロック幹事消防機関への調整依頼

調整本部は、応援活動に関わる各種業務について、必要に応じ、ブロック幹事消防機関にその調整を依頼することができる。

(被災地消防本部の対応)

第21 被災地消防本部は、指揮本部を設置し、円滑な指揮体制の確立に努める。

(1) 進出拠点

広域応援隊の進出拠点を、調整本部と調整する。

(2) 活動拠点

ア 広域応援隊の活動拠点を、調整本部と調整する。

イ 広域応援隊の誘導等を行うため、連絡員を活動拠点に派遣する。

(3) 広域応援隊への指示内容等

指揮本部長は、到着した県隊長等に次の内容の連絡、指示及び確認を行う。

ア 災害の状況

イ 現在の活動状況

ウ 他ブロックの広域応援隊の状況

エ 広域応援隊の任務及び担当区域

オ 指揮体制

カ 活動場所に至る道路の状況

キ 連絡窓口

ク その他、活動上必要な事項

(4) 受入体制が整わない場合の対応

広域応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を調整本部に求めることができる。

(5) 職員派遣

広域応援隊の要請を行った場合は、原則調整本部へ職員を派遣する。この場合において、派遣される職員は消防組織法第44条の2第5項第3号に規定する「災害発生市町村の長の指名する職員」として、次の役割を担うものとする。

- ア 被災地消防本部と調整本部との連絡体制の構築
- イ 広域応援隊の進入ルートを選定等に係る情報提供

(ブロック幹事消防機関の対応)

第22 ブロック幹事消防機関の長は、ブロック内の広域応援隊の集結場所及び集結時刻を指定し、応援可能な消防本部に通知する。

(1) 被災地への出動

ブロック隊長は、広域応援隊の集結場所において、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認並びに点検を行うとともに、要請内容及び活動拠点を全員に周知させた上、ブロック広域応援隊を出動させる。

(2) 出動報告

ブロック幹事消防機関は、ブロック広域応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、次の事項を調整本部に連絡する。

- ア ブロック広域応援隊の出動時刻
- イ ブロック隊長の階級及び氏名
- ウ ブロック広域応援隊の人員、車両及び資機材
- エ ブロック広域応援隊の現場到着予定時刻及び移動経路
- オ 進出拠点、活動拠点の確認
- カ その他、必要な事項

(3) 被災地到着時の報告

ブロック隊長は、指揮本部長に到着の報告を行い、必要な指示を受ける。

(応援消防本部の応援の中止)

第23 応援出動中の部隊に事故が発生した場合等、広域応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じたときは、応援消防本部は、ブロック隊長を通じ県隊長に状況を説明の上、応援を中止することができる。この場合、県隊長は、応援の中止の旨をブロック幹事消防機関及び調整本部に報告する。

(部隊移動の求め)

第24 知事は、部隊移動が必要と判断される場合、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊の移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項に基づく意見を求められた場合は、被災市町村の長の意見を把握するよう努めるとともに、広域応援の状況等を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、代表消防機関を通じて、広域応援隊に部隊移動の求めを行うものとする。(様式5-1)

4 知事は、部隊移動の求めをした場合は、代表消防機関を通じて被災市町村の長に連絡するものとする。(様式5-2)

第6章活動終了

(広域応援隊の活動の終了)

第25 被災市町村の長は、広域応援隊の活動状況等を総合的に勘案し、広域応援隊の活動終了を判断するものとし、直ちに知事へその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、関係機関と調整の上、広域応援隊の引揚げを決定する。この場合において知事は、代表消防機関を通じて被災市町村の長に連絡するものとする。代表消防機関は、広域応援指揮支援隊長及びブロック幹事消防機関を通じて各消防本部に連絡するものとする。(様式4)

第7章その他

(活動報告)

第26 応援消防本部は、広域応援隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、被災市町村に対して速やかに活動報告を行うものとする。(様式6-1、6-2)

(疑義)

第27 この計画の実施について疑義を生じたときは、その都度県及び当事者間で協議し、決定するものとする。

(各市町村等の計画の策定)

第28 各市町村等は、この計画に基づき、県内消防広域応援について必要な事項を定めるものとする。

(連携強化)

第29 県及び代表消防機関は、平素から各消防本部との情報交換や訓練の実施等を通じて連携を密にし、迅速な出動体制の維持確保に努めるものとする。

(岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づく支援要請)

第30 第15の広域応援要請が行われた場合は、被災市町村の長から知事に対して、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定第4条に基づく支援要請が行われたものとする。

附則

この計画は、平成31年3月20日から施行する。

○ 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と里庄町長（以下「乙」という。）は、里庄町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、里庄町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初期段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、里庄町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月28日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

乙 里庄町 里庄町長

○ 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
 - (3) 応援場所及び応援場所への経路
 - (4) 応援の期間
 - (5) その他必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。
- 3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。
- 4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認められた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。
- 6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

(自主応援)

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

3 協議会に、幹事会を置く。

4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の

運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

(岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)

2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年7月4日

岡山県
岡山県知事

岡山市
岡山市長

倉敷市
倉敷市長

津山市
津山市長

玉野市
玉野市長

笠岡市
笠岡市長

井原市
井原市長

総社市
総社市長

高梁市
高梁市長

新見市
新見市長

備前市
備前市長

瀬戸内市
瀬戸内市長

赤磐市
赤磐市長

真庭市
真庭市長

美作市
美作市長

浅口市
浅口市長

和気町
和気町長

早島町
早島町長

里庄町
里庄町長

矢掛町
矢掛町長

新庄村
新庄村長

鏡野町
鏡野町長

勝央町
勝央町長

奈義町
奈義町長

西栗倉村
西栗倉村長

久米南町
久米南町長

美咲町
美咲町長

吉備中央町
吉備中央町長

○ 里庄町避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と岡山県玉島警察署（以下「乙」という。）とは、里庄町避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供及び取扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙における名簿情報の提供等に当たり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、里庄町地域防災計画その他関係規定に基づき、甲と乙が個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報に関する事故を未然に防止することを目的とする。

（連携機関）

第2条 この協定において連携を行う機関は、甲及び乙のほか、岡山県警察本部関係所属（以下「本部関係所属」という。）とする。

（名簿情報の管理）

第3条 乙及び本部関係所属は、岡山県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年岡山県警察訓令第22号）に基づき岡山県警察が整備運用している業務系ネットワーク上の端末において、名簿情報を管理・運用するものとする。

（名簿情報の提供等）

第4条 甲が作成する名簿情報には、次の各号に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

（1）氏名及びふりがな

（2）生年月日

（3）性別

（4）住所又は居所

（5）電話番号その他の連絡先

（6）避難支援等を必要とする事由

（7）前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、甲と乙の協議により、甲が必要と認めた事項

2 甲は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により乙に名簿情報を提供するものとする。

3 甲は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で乙に名簿情報を提供するものとする。

4 甲から乙に提供する名簿情報は、電子データ（記録媒体）で提供するものとする。

5 乙が、避難支援等を実施するため名簿情報の提供を受ける地域は、里庄町内全域とする。

6 乙は、名簿情報を受領したときは、里庄町避難行動要支援者名簿情報受領書を甲に提出するものとする。また、甲から受領した名簿情報を記録した電子記録媒体は、登録作業終了後、速やかに返還するものとする。

7 甲は、原則として年1回、名簿情報を更新して乙に提供するものとする。

（個人情報の利用及び提供の制限）

第5条 乙及び本部関係所属は、名簿情報に係る個人情報等を災害対策基本法に規定する避難支援等以外の目的で利用してはならない。

2 乙及び本部関係所属は、甲の指示がある場合を除き、名簿情報から知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(管理・運用状況の確認)

第6条 甲は、名簿情報の管理・運用状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の規定による求めがあったときは、本部関係所属と調整の上、業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

(事故発生時における報告)

第7条 乙及び本部関係所属は、当該職員の故意又は過失により、名簿情報の漏えい等が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告して事案の拡大防止に努めるとともに、責任を持ってその解決を図らなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成28年12月12日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の日の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決方法)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月12日

甲 所在地 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2
代表者 里庄町長

乙 所在地 倉敷市玉島1354
代表者 玉島警察署長

○ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書

国土交通省国土地理院と岡山県里庄町は、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)第3条、第4条及び第6条の規定に基づく具体的な内容について、次のとおり確認する。

(目的)

第1条 本確認書は、国土地理院及び里庄町が保有する地理空間情報及び物品の相互活用及び災害対応等における迅速な協力の実現のため、必要な事項を定める。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第2条 国土地理院及び里庄町が提供する地理空間情報及び貸与する物品は、次の各号に定めるものとし、一覧は別表のとおりとする。なお、別表に定めのないものについては、その都度協議を行うものとする。

- (1) 基盤地図情報
 - (2) 地形図や公共施設の設計図面等の基本的な地図又は図面
 - (3) 空中写真
 - (4) 標高データ
 - (5) その他地理空間情報の相互活用に有用なデータ、ソフトウェア等
- 2 国土地理院及び里庄町は、別表に定める地理空間情報の提供を受け、又は物品の貸与を受けようとするときは、別紙様式「申請書」に必要事項を記載し、申請を行うものとする。なお、使用目的については、事前に相手側の上承を得るものとする。

(災害対応等における協力)

第3条 国土地理院及び里庄町は、災害対応、防災及び減災活動において、情報の共有を図り、迅速かつ効果的な活動となるよう、必要な地理空間情報及び物品を相互に活用し、必要な支援を行うものとする。

- 2 国土地理院は、里庄町内において災害が発生し、その状況を把握するために被災地域の空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速に里庄町に提供するものとする。
- 3 第2条第2項の規定は、災害発生時等の緊急を要するときは適用しない。

(義務及び使用の制限)

第4条 国土地理院及び里庄町は、地理空間情報のうち、測量法(昭和24年法律第188号)第9条の測量成果については、同法第29条及び第43条の複製承認又は同法第30条及び第44条の使用承認の手続きが必要なときは、その手続を行うものとする。

- 2 国土地理院及び里庄町は、地理空間情報及び物品を第2条第2項の申請の範囲内で使用するものとし、使用目的を変えて地理空間情報及び物品を使用するときは、新たに第2条第2項の申請を行うものとする。

(権利の帰属)

第5条 国土地理院及び里庄町が、地理空間情報及び物品の活用により得た成果に関する権利は、国土地理院及び里庄町にそれぞれ帰属するものとする。

(かし責任)

第6条 国土地理院及び里庄町は、提供を受けた地理空間情報又は貸与された物品に関するかしについては、責任を問わないものとする。

(連携窓口の設置)

第7条 協定書第6条の定めに従い、国土地理院は地理空間情報部情報企画課を、里庄町は総務課を具体

的な連携及び協力を推進する窓口として定めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 国土地理院及び里庄町は、地理空間情報に含まれる個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）又は里庄町個人情報保護条例（平成18年里庄町条例第18号）にのっとり適切に対処するものとする。

(情報開示請求)

第9条 提供された地理空間情報に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）又は里庄町情報公開条例（平成14年里庄町条例第24号）に基づく開示請求があったときには、法又は条例にのっとり適切に対処するものとする。

(有効期間)

第10条 本確認書の有効期間の取り扱いは、協定書第7条の規定に準ずるものとする。

(協議)

第11条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月4日

茨城県つくば市北郷1番
国土地理院地理空間情報部長

岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
岡山県里庄町長

○ アマチュア無線による災害時応援協定

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して、里庄町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本アマチュア無線連盟岡山県支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、里庄町内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における情報の収集等の体制を充実させるため、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とする。

（通信活動の性格）

第3条 情報の収集等は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（情報の収集等の要請）

第4条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないとき又は有線通信を利用することが著しく困難なときは、必要に応じて情報の収集等の項目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして乙に要請することができることとする。

（要請による活動）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、その指定する役員又はクラブ局を通じて組織的に情報の収集を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、特に必要と思われる災害情報については、甲に情報提供することができることとする。

3 乙は、情報の収集等のため、必要に応じて、情報連絡員を災害対策本部に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第6条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲乙において別途定める。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和3年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和2年10月6日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地の2
里庄町
里庄町長

乙 岡山県倉敷市児島宇野津1842番地
一般社団法人 日本アマチュア無線連盟岡山県支部
支部長

○ 災害時における里庄町水道施設及び下水道施設の復旧支援に関する協定書

里庄町(以下「甲」という。)と復旧支援業者(以下「乙」という。)は、災害により甲の管理する水道施設及び下水道施設(以下「施設等」という。)が被災したときに行う復旧支援の実施に関して以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、里庄町地域防災計画に基づき、里庄町の区域内における、応急措置及び復旧措置に係る復旧支援(以下「応急措置等」という。)について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置等に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(応急措置等の要請)

第3条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 第1項の応急措置等を実施する場合、情報伝達を正確に行うため、甲及び乙は連絡責任者を定めるものとする。

(応急措置等の内容)

第4条 乙は前条による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する体制をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

(費用の請求等)

第5条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急措置等にかかる費用については、人件費使用材料費及び使用機材の損料等、諸経費の合計額で算出し、これを甲が負担するものとする。

(労災補償)

第6条 応急措置等により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第8条 乙は甲の要請により行った応急措置等が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。2乙は災害時の支援に備えて、毎年、提供可能な車輛等の機器及び人員について、3月31日までに甲に対し書面をもって報告をするものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から書面による終了の意志がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

本協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙双方記入押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 岡山県浅口郡里庄町里見1107番地2
里庄町
里庄町長

乙 資料「○ 災害時における水道施設及び下水道施設の復旧支援に関する協定締結事業者」に示すとおり

○ 里庄町災害緊急放送の実施に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と笠岡放送株式会社（以下「乙」という。）とは、里庄町災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、里庄町の区域に災害及び事故その他町民の生活に影響を与える緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがあると予想される場合の、これに関する情報（以下「災害情報等」という。）の適切な提供及び放送（以下「災害緊急放送」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに里庄町地域防災計画等の趣旨を遵守し、町民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報等を提供するよう努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、乙が所有する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、災害緊急情報伝達装置の設備及び修理に要する費用を負担するものとする。

- 2 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を負担するものとする。
- 3 乙は、災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかつたときは、自己の責任と負担においてその解決を図るものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの申出のない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年8月18日

甲 浅口郡里庄町大字里見1107-2
里庄町
里庄町長

乙 笠岡市笠岡4295-6
笠岡放送株式会社
代表取締役社長

○ 里庄町災害緊急放送に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）、笠岡地区消防組合（以下「乙」という。）及びエフエムゆめウェーブ株式会社（以下「丙」という。）は、里庄町災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、里庄町の区域に災害及び事故その他町民の生活に影響を与える緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合の、これに関する情報（以下「災害情報等」という。）の適切な提供及び放送（以下「災害緊急放送」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲、乙及び丙は、互いに里庄町地域防災計画等の趣旨を遵守し、町民生活の安全に寄与するため、迅速で正確な災害情報等を提供するよう努めるものとする。

（災害情報等の提供）

第3条 甲又は乙は、災害等が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、丙に対して適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、災害緊急放送を要請することができる。

2 丙は前項の要請があった場合は、丙が予定する放送番組に優先して災害緊急放送を行うものとする。

（緊急放送の実施）

第4条 災害緊急放送は、丙が管理する放送設備を使用し、丙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 災害緊急放送は、里庄町災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（費用負担）

第5条 災害緊急情報伝達装置の設備及び修理に要する費用は、原則として丙の負担とする。

2 丙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う丙の人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を甲又は乙に対して請求しないものとする。

3 前2項にかかわらず、甲又は乙が緊急情報伝達を行う上で、新たな装置を導入する必要があると認めた場合はこの限りではない。なお、この場合の導入費用の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

4 災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、丙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの申出のない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する

ものとする。

平成18年8月18日

甲 里庄町大字里見1107番地の2

里庄町

里庄町長

乙 笠岡市十一番町4番地の3

笠岡地区消防組合

管理者

丙 笠岡市笠岡4295番地の6

エフエムゆめウェーブ株式会社

代表取締役社長

○ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と浅口西部建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の所管する公共施設、公共土木施設及び土地改良施設（以下「公共施設等」という。）において、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は公共施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲は乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

（1）障害物の除去及び応急対応等

（2）その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急対策実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに浅口西部建設協力会の会員の内から応急対策業務を実施する者（以下「応急対策実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を甲に文書により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用（以下「委託料」という。）については、甲が負担するものとする。

（支払）

第9条 甲は、第7条の報告が提出されたときは、その内容を審査し、合格した場合、乙は甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから40日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する建設課長を、乙にあつては会長を連絡責任者とする。

(実施細則)

第 11 条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(有効期限)

第 12 条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第 13 条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名の押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 4 月 1 日

甲 浅口郡里庄町大字里見 1107 番地の 2
里庄町
里庄町長

乙 浅口西部建設協力会
会長

○ 里庄町災害対応型自動販売機設置に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と中国ペプシコーラ販売会社（以下「乙」という。）とは、里庄町福祉会館（以下「福祉会館」という。）における災害対応型自動販売機（以下「災対応型自販機」という。）の設置及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により甲による水道の供給が不可能となった際に、災害対応型自動販売機による飲料水の無償提供をする場合の必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 乙は、甲との協議のうえ、福祉会館（浅口郡里庄町大字里見1107番地の2）に災対応型自販機を設置する。

（災害時の飲料水の無償提供）

第3条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に基づく災害対策本部を設置し、かつ、災害により甲の水道施設が破壊され、又は寸断されたことに伴い、水道の供給が不可能となった場合は、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から連絡を受けたときは、直ちに福祉会館に設置した災対応型自販機内の飲料水を町民等に無償提供するものとする。この場合において、乙は災対応型自販機内の飲料水が不足した場合の対応として、災対応型自販機1台につき天然水2リットルペットボトル180本（6本入り30ケース）を備蓄用として事前に甲に提供するものとする。

（備蓄飲料水の維持管理）

第4条 乙は、前条第2項に定める備蓄用飲料水について、賞味期限が経過した場合は前条第2項のとおりとする。

（撤去及び増設）

第5条 災対応型自販機の撤去及び増設については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（設置条件）

第6条 甲は、乙に対し、里庄町行政財産使用料徴収条例（昭和39年里庄町条例第15号）第3条第4号の規定に基づき、災対応型自販機の設置に係る行政財産の使用料を免除する。

2 乙は、無償提供時以外の平常時における飲料水等については、乙が通常飲料水等を販売する価格（定価）から20円を減額したもので販売する。

3 乙は、災対応型自販機で使用する電気量を、専用メータを取り付けて毎月月末に計測し、甲の指定するkwh単価30円に使用量を掛けた電力料金を翌月月末までに支払うものとする。

4 災対応型自販機の設置、撤去及び維持管理に係る経費については、乙が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から別段の意志表示のない時は、この協定の有効期間は自動的に1年延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事

項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町長

乙 中国ペプシコーラ販売株式会社

○ 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

平成23年11月17日

平成30年 6月15日

2020年11月 9日

里庄町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲及び乙は、連絡を円滑に行うため、あらかじめ正・副の連絡責任者を別に定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ及び倒木等により被災した道路の復旧又は仮設道路の設置
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 停電復旧に必要な土地の貸与
- (4) 停電復旧の支障となる、がれき、車両及びその他物件の優先撤去

(5) 停電復旧対応者の宿泊・休憩場所の提供

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

(1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与

(2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 甲又は乙は、大規模災害が発生した場合、第1条、第3条及び第4条の対応を円滑に行うため、乙から甲への要員派遣について協議するものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集を主とする。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙が主催する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(協定の変更)

第7条 この協定に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この協定の実施に必要な要綱については、甲及び乙が協議のうえ、別に定める。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、2020年11月9日から効力を生ずる。

2 平成30年6月15日付け締結した「災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定書」は2020年11月9日をもって廃止する。

2020年11月9日

甲 浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

乙 倉敷市中庄2293番地の2
中国電力ネットワーク株式会社
倉敷ネットワークセンター所長

○ 災害時における物資供給に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月18日

甲 里庄町 里庄町長

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター 理事長

○ 災害時における避難所としての使用に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と天野実業株式会社（以下「乙」という。）は、地震又は風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）における避難所の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して、町民生活の安定を図るため、乙の所有する施設を避難所として町民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力避難所として位置付け、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から避難所として町民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	天野実業株式会社 西棟
所在地	岡山県浅口郡里庄町大字里見4 2 1 5
所有者	天野実業株式会社
構造等	地上S造、地下SRC造
建築年	平成24年
耐震性	有り 無し

（使用範囲）

第4条 避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	西棟2階食堂、リラックスルーム
使用床面積	480㎡
収容人員	240名

（避難所の開設）

第5条 甲は、次に掲げる各号に該当する場合、乙に対して第3条の施設を避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 町内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めたとき。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、様式1「協力要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、施設へ避難してきた町民に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を避難所として使用したことにより生じた費用、損害については、乙の負担とする。

(使用期間)

第8条 避難所の使用期間は、第5条の開設から大雨、洪水等に係る気象警報が解除され、災害の恐れがなくなるまでの間とする。ただし、地震等による大規模な災害の場合は、被害の状況等を踏まえ、町民の安全が確保されるまでの間とする。

(避難所の閉鎖)

第9条 避難所としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡するとともに、様式2「避難所使用終了連絡書」にて通知する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

平成25年9月24日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2
里庄町長

乙 広島県福山市道三町9番10号
天野実業株式会社
代表取締役社長

○ 災害時における食料物資の供給に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と天野実業株式会社（以下「乙」という。）は、地震又は風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な食料物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、食料物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食料物資を必要とする際は、乙に対し食料物資の供給を要請することができる。

- （1）町内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、町外の災害救助のため、県又は他市町村から食料物資の調達の斡旋を要望されたとき。

（要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式1「協力要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、食料物資の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

（食料物資の運搬）

第5条 食料物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が食料物資を確認の上、乙から食料物資の引渡しを受けるものとする。

- 2 食料物資の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は甲に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。
- 3 乙は、甲に対する食料物資の引渡しが完了したときは、様式2「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（食料物資の価格）

第6条 食料物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とする。

（対価及び費用の負担）

第7条 第1条の規定により乙が供給した食料物資の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（対価及び費用の支払い）

第8条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求書により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

平成25年9月24日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2
里庄町
里庄町長

乙 広島県福山市道三町9番10号
天野実業株式会社
代表取締役

○ 災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と岡山カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）段ボール製簡易トイレ
- （5）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年11月14日

(甲) 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

(乙) 岡山県浅口郡里庄町大字新庄1530番地1
岡山カートン株式会社
代表取締役

○ 災害時における避難所としての使用及び備品貸与に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と医療法人萌生会（以下「乙」という。）は、地震又は風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）における避難所の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して、町民生活の安定を図るため、乙の所有する施設を避難所として町民を受け入れること及び乙の所有する備品の貸与にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（避難所の指定及び備品貸与の周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力避難所として位置付け、町民に周知する。また、乙が所有する備品についても、災害時に町民の安全を確保するために無償貸与できることを町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から避難所として町民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	医療法人萌生会国定病院
所在地	岡山県浅口郡里庄町大字浜中93番地141
所有者	医療法人萌生会
構造等	鉄筋コンクリート造、鉄骨造4階建て
建築年	昭和53年
耐震性	有り 無し

（使用範囲）

第4条 避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	4階職員食堂、会議室、倉庫（4-2）、屋上（屋根なし）
使用床面積	341.02㎡（職員食堂50.03㎡、会議室20.74㎡、倉庫（4-2）72.25㎡、屋上（屋根なし）198㎡）
収容人員	170名

（避難所の開設）

第5条 甲は、次に掲げる各号に該当する場合、乙に対して第3条の施設を避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 町内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めたとき。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、様式1「避難所としての使用に関する協力要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、施設へ避難してきた町民に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(貸与備品)

第7条 乙は、次に掲げる備品（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から甲又は町民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

貸与備品 車椅子4台、ストレッチャー1台

(貸与に関する要請)

第8条 甲は、次に掲げる各号に該当する場合、乙に対して第7条の備品を無償貸与するよう要請することができる。

- (1) 町内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の所有する備品を利用する必要があると認めたとき。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、様式2「備品貸与に関する協力要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に備品を貸与する場合は、その旨を甲に連絡する。

(費用の負担)

第9条 当該施設及び備品の使用料は無料とする。

- 2 当該施設を避難所として使用したこと及び当該備品の使用により生じた費用、損害については、乙の負担とする。

(使用期間)

第10条 避難所及び備品の使用期間は、第5条及び第8条の要請から大雨、洪水等に係る気象警報が解除され、災害の恐れがなくなるまでの間とする。ただし、地震等による大規模な災害の場合は、被害の状況等を踏まえ、町民の安全が確保されるまでの間とする。

(避難所の閉鎖)

第11条 避難所としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡するとともに、様式3「避難所使用終了連絡書」にて通知する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

平成25年11月14日

- 甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長
- 乙 岡山県浅口郡里庄町大字浜中93番地141
医療法人萌生会
理事長

○ 災害時の医療救護活動についての協定書

里庄町（以下「甲」という。）と一般社団法人浅口医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、里庄町地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じ町有施設等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、乙及び乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設等に救護所（以下「後方医療施設」という。）を設置する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する応急処置
- （2） 傷病者の選別
- （3） 死亡の確認
- （4） その他医療救護活動に応じた処置

（指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の長を通じて行う。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

（医薬品等）

第7条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行し、又は調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第8条 甲が設置する救護所等における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に医療救護班を参加させるもの

とする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護活動のために乙が加入した保険の経費
- (3) 医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償
- (4) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償
(医事紛争の処理)

第11条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(未収金の処理)

第12条 後方医療施設において、第8条第2項に係る未収金が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、甲は当該医療施設の負担とならないような適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(指定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の成立の日から平成27年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了の日1か月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更に
ついて意思表示がないときは、期間満了の際、同一条件で更に1年間協定を更新したものとし、
以降も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(疑義)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議の上定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月20日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

乙 岡山県浅口市金光町占見新田436番地2
一般社団法人浅口医師会
会長

○ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と一般社団法人浅口歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び里庄町地域防災計画（平成26年3月策定）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、里庄町地域防災計画に基づき、乙に対し書面により歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合等、乙が自主的に歯科医療救護班を編成し歯科医療救護活動を実施する必要があると判断した場合は、その旨を甲に連絡し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

4 歯科医療救護班は歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士で編成する。

（歯科医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、あらかじめこれを甲に提出するものとする。なお、緊急を要する場合等、歯科医療救護計画の策定が困難な場合は、歯科医療救護活動着手後に甲へ提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

（1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（2） 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（歯科医療救護班に対する指揮等）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する歯科材料・医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、必要に応じて乙の要請に応じて甲が調達・提供するものとする。

（歯科医療救護班に対する措置）

第7条 甲は、医薬品等の補給、歯科医療救護班の移動及び通信手段の確保等、歯科医療救護班の救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(収容歯科医療機関の決定)

第8条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとし、乙が甲に請求するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

(歯科医療施設の活用)

第11条 甲は、災害救援物資の保管・供給等、災害支援活動に乙の会員が所有する歯科医療施設を使用する必要が生じた場合は、乙に対し使用協力を要請する。

2 乙は、甲から要請があった場合には、乙の会員が所有する歯科医療施設について、支障がない範囲で無償貸与するものとする。

(医事紛争の措置)

第12条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合は、甲は、乙と緊密な連携のもと、速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(歯科医療救護班の他自治体からの受入及び他自治体への派遣)

第13条 甲は、他自治体に歯科医療救護班の派遣を要請したときは、乙に対してその旨を伝え、救護活動が円滑に実施できるよう図るものとする。

2 甲は、他自治体から歯科医療救護班の派遣についてあっせんの求めがあった場合には、乙に対して協力を依頼することとし、乙は可能な限り、甲に協力するものとする。

(細目)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細目に定める。

(協定の期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の成立の日から平成27年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日1か月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更について意思表示がないときは、期間満了の際、同一条件で更に1年間協定を更新したものとし、以降も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、

甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月22日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

乙 岡山県浅口郡里庄町新庄グリーンクレスト1-4
一般社団法人浅口歯科医師会
会長

○ 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

里庄町（以下「甲」という。）と生活協同組合おかやまコープ（以下「乙」という。）は、里庄町に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、町民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙協力のもと、災害時において応急生活物資の調達と安定供給、輸送業務、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等町民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し情報の提供と応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（生活物資の安定供給）

第3条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開による生活物資の供給をもって、町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は乙の事業継続・早期再開に向け可能な限り協力をするものとする。

2 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して町民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（ボランティア活動の推進）

第4条 乙は、災害時において生協組合員のボランティア活動を積極的に支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

（防災意識の向上）

第5条 乙は、乙の活動を通じて、日常的に生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（応急生活物資）

第6条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は被害の状況に応じて決定するものとし、想定される主なものは別紙1のとおりとする。

2 乙は、保有する災害時に想定される応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に別紙2により報告するものとする。

（要請の手続き）

第7条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬に係る車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるよ

うに、可能な範囲で支援するものとする。

(情報の提供)

第9条 甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供する。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において乙が輸送した応急生活物資を、品目及び数量を確認の上受領するものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後、速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条、第7条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、応急生活物資の対価については災害が発生する直前に乙が組合員に対し供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、運搬等に要した費用については、甲が他の運送業社と締結した協定価格を参考に甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第13条 乙は、物資の供給及び輸送終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第14条 乙は、第1条の目的を達成するために他の団体等との間で物資、車両、人員派遣に関して日頃より連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(従事者の損害補償)

第15条 甲は、乙の第2条に定める業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、その損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行なわない。

(連絡員の派遣等)

第16条 甲及び乙は大規模災害のために電話等による通信が困難な場合は、必要に応じて甲が設置する災害対策本部等に乙の連絡員を派遣することができる。

(担当者の設定)

第17条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために毎年4月に事務担当者名簿を作成し相互に交換する。

(平常時の活動)

第18条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換等を行い、緊急時に備えるものとし、乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更に

ついて申し出がないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第20条 この協定に定める事項のほか、被災者支援の内容等に疑義が生じた場合及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年3月10日

甲 岡山県里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

乙 岡山県北区奉還町1丁目7番7号
生活協同組合おかやまコープ
理事長

○ 要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、里庄町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人里庄町社会福祉協議会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において要援護者とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- (1) 在宅で介護保険における要介護度3以上の者
- (2) 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- (3) 療育手帳を所持する者
- (4) 精神保健福祉手帳を所持する者
- (5) 70歳以上のひとり暮らし又は70歳以上のみで構成される世帯並びにこれらに準ずる世帯
- (6) 難病患者
- (7) その他、上記と同様な状態と認められる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、住宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の收容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

避難施設

施設名称・所在地	里庄町「四つ葉の家」・岡山県浅口郡里庄町大字里見2626-2
所有者	社会福祉法人 里庄町社会福祉協議会
構造等・建築年	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建・平成26年3月
耐震性・延床面積	有り・無し、198.00㎡
収容予定人員	20人（要援護者10名、介助者又は家族10名）

(使用期間)

第5条 避難所の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(手続等)

第6条 甲は、福祉避難所として乙の施設を使用する必要があるときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（様式1）で連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 一般の避難所等から福祉避難所への移動は、原則として要援護者及びその家族が行うものとする。ただし、要援護者及びその家族において移動が困難な場合は、甲において対応するものとする。

(管理運営)

第8条 乙は、要援護者に係る食料及び日常生活用品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、施設職員にて生活相談員（要援護者に対して生活支援・相談等を行う。）を配置し、要援護者を支援するものとする。

3 甲は、前2項において、乙による物資の調達及び施設職員による対応ができないと予測される場合、又は乙から応援の要請があった場合は、不足する物資及び必要な分野の支援者を確保し派遣するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は甲に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用を別に定める様式（様式2）により請求し、甲は乙の請求を受けて運営経費を支払うものとする。

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(受入可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(有効期限)

第14条 この協定書の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年3月10日

(甲) 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2

里庄町

里庄町長

(乙) 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2

社会福祉法人 里庄町社会福祉協議会

会長

○ 災害時における行政書士業務相談に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と岡山県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（業務の実施）

第3条 甲は、大規模な災害において町民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のために、緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは、乙に行政書士業務相談を実施するよう要請するものとする。

2 乙が、諸般の事情から緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め、かつ甲に対し行政書士業務相談を行う旨を通知したときは、これを行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士業務相談は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による行政書士被災者支援相談所の開設
- (2) その他甲及び乙が必要と認める業務

（相談担当者の連絡）

第5条 乙は、第3条の規定により、行政書士業務相談を行う場合には、速やかに行政書士業務相談担当者を選出し、甲へ行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。

ただし、緊急を要するため事前に名簿を提出する時間的余裕がないときは、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第6条 甲は、行政書士業務相談を行う場所の確保及び行政書士業務相談を実施する旨の広報を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者、相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく行政書士業務相談は、町民に対して無償で提供することを相互に確認するものとする。

2 甲は、乙に対し、本協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(補償)

第9条 第3条の規定に基づき、乙が実施する行政書士業務相談に従事又は協力する乙の会員が、当該行政書士業務相談に従事又は協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合における補償は、乙が負担するものとする。

(変更及び解除)

第10条 甲及び乙は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができるものとする。

(協議解決)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙間で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定書締結日から平成32年6月14日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、甲乙双方が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年6月15日

甲 里庄町里見1107番2号

里庄町

里庄町長

乙 岡山市北区表町三丁目22番22号

岡山県行政書士会

会長

○ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岡山支店（以下「乙」という。）は、災害発生等の場合に乙の提供する特設公衆電話の設置，利用，管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生等の場合において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害発生等の場合」とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、甲において避難所開設を行う必要がある場合、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生している場合をいう。

2 本協定において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害発生等の場合に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、災害発生等の場合に直ちに利用が可能な状態で電話機を適切な場所に保管するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、電話機、端子盤、配管、引込柱等を設置し、これらを乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに災害発生等の場合に直ちに利用が可能な状態で維持するよう努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等、乙の設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」の様式をもって、甲乙互いに通知し、保管するものとする。なお、当該情報の保管に当たっては、甲及び乙がそれぞれ情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者（変更）通知書」の様式をもって相手方に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に対し書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議の上、第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生等の場合に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により、接続試験を実施するもの

とする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定して甲に通知するものとし、当該通知があった場合には、甲は、電話機を端子に接続し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、大規模災害等の発生により、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、乙が甲と協議して決定するものとし、乙が利用の終了を甲に通知した場合には、甲は特設公衆電話に係る電話機を速やかに取り外すものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話に係る電話機を取り外し、甲は乙に対し取り外した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生等の場合の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所に関して甲と合意した場合、あらかじめ乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験の場合及び第9条に規定する開設の場合を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により、協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前2号のほか、相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって

協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成29年9月19日

甲 住 所 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
名 称 里庄町
代表者職氏名 里庄町長

乙 住 所 岡山県岡山市北区中山下2丁目1番90号
名 称 西日本電信電話株式会社 岡山支店
代表者職氏名 岡山支店長

○ 里庄町と里庄郵便局の災害発生時における協力に関する協定

里庄町（以下「甲」という。）と里庄郵便局及び笠岡郵便局（以下「乙」という。）は、里庄町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、里庄町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力することができる。

（1）災害対応車両としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した災害発生時の道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、相互に要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 里庄町総務課長

乙 日本郵便株式会社 里庄郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から2019年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

2018年3月28日

甲 里庄町
町長

乙 代表
日本郵便株式会社
里庄郵便局長
笠岡郵便局長

○ 災害に係る情報発信等に関する協定

里庄町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、里庄町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、里庄町が里庄町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ里庄町の行政機能の低下を軽減させるため、里庄町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、里庄町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、里庄町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、里庄町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 里庄町が、里庄町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 里庄町が、里庄町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 里庄町が、災害発生時の里庄町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 里庄町が、里庄町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 里庄町が、里庄町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 里庄町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、里庄町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく里庄町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、里庄町から提供を受ける情報について、里庄町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、里庄町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、里庄町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、里庄町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年7月1日

里庄町：岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

○ 災害時における物資供給に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- （1）ブルーシート・土嚢袋などの乙が製造及び販売する各種シート及び袋類
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資要請発注票（以下「発注票」という。別紙1）をもって行うものとする。ただし、発注票をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに発注票を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙2）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙3）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協議に疑問が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、同一条件で1年更新され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年7月8日

岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2

甲 里庄町

里庄町長

岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地

乙 萩原工業株式会社

代表取締役社長

○ 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と公益社団法人岡山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害の発生により里庄町内に避難所が設置された場合において、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に人的支援を行う乙の会員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難所等に避難し、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の軟部組織の損傷を負った者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、大規模な災害時において、避難所生活が長期に渡ると予見され、前条対象者の存在を多数把握した場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は、次のとおりとする。

- （1）避難所での対象者に対する応急処置、柔道整復術（整骨等）の施し
- （2）対象者の入院・通院など医療の必要性の判断
- （3）避難所生活における柔道整復施術的アドバイス等

（支援期間等）

第5条 支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所等が解散するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

（経費及び補償）

第6条 乙の施術費用については無料とする。包帯、薬剤等の乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 甲は乙が避難所等に派遣した支援者が、その派遣に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償し、補償内容については甲乙協議する。

(避難所への派遣可能人数)

第7条 派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙並びに支援者は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合には、さらに、1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年7月8日

岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2

甲 里庄町
里庄町長

岡山県岡山市北区天神町8-28

乙 公益社団法人 岡山県柔道整復師会
会長

○ 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるレンタル機材（乙が所有する機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「機材」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、乙に対し、重機、発電機その他災害対策全般に係る資機材のうち、甲が必要とする機材の供給を要請することができる。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に前条の要請を行う場合、レンタル機材優先供給依頼書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で機材の優先レンタル供給に努めるものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に供給する機材の引渡場所は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、受領するものとする。
- 3 乙は、機材の引き渡しが完了した場合は、速やかに書面より甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 機材の供給に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とするものとする。

（代金の支払）

第6条 甲及び乙は、甲が機材の供給を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定する。

- 2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受領した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定め、連絡責任者届（別紙2）相互に文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告を毎年4月に行うものとし、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月8日

岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2

甲 里庄町
里庄町長

広島県広島市南区京橋町1-23大樹生命広島駅前ビル8F

乙 株式会社アクティオ中国支店
支店長

○ 災害時における土地家屋調査士派遣に関する協定

浅口郡里庄町（以下「甲」という。）と岡山県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における土地家屋調査士派遣体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する土地家屋調査士派遣について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

（土地家屋調査士の派遣要請）

第3条 甲は、大規模な災害において町民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のため、災害相談会（以下「相談会」という。）を行う必要が生じたときは、派遣要請書（様式第1号）により、乙に派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

2 甲は被災状況の調査・確認作業において、必要と認めるときは、乙に派遣を要請することができる。この場合、前項の手続きによるものとする。

（連絡調整）

第4条 甲と乙は、機動的な被災者支援を実施するために、平時から情報交換の場を設けるなど、相互に連絡調整を図るとともに、防災訓練や防災教育の実施などに努めるものとする。

2 甲は乙が行う支援等の実施にあたり、町内被災地区に対し、必要な調整を行うものとする。

（業務の範囲）

第5条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う相談会は、土地家屋調査士法（昭和25年法律228号）第3条に定める業務のほか、甲及び乙が必要と認める業務とする。

（相談担当者の連絡）

第6条 乙は、第3条の規定により相談会を行う場合は、速やかに相談担当者を選出し、甲へ担当者連絡票（様式第2号）を提出するものとする。ただし、緊急を要し、時間的余裕がない場合は、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第7条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第8条 乙は、実施した相談会について随時、甲に実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（相談料）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく相談会について、無償で町民に提供するものとする。

2 乙は甲に対し、相談会における報酬は請求しないものとする。ただし、乙は相談会に関し、国、岡山県、浅口郡里庄町、日本土地家屋調査士会連合会などからの委託金や援助金などを受け取ることができる。

（経費の負担）

第10条 甲は本協定に基づく協力をを行うため乙が行う所属会員の派遣に係る費用は、負担しない。

2 甲は被災状況の調査・確認作業等に必要な資機材のうち、乙との事前協議により、甲が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第12条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、協定書締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月6日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
浅口郡里庄町
町 長

乙 岡山県岡山市北区南方二丁目1番6号
岡山県土地家屋調査士会
会 長

○ 災害時における司法書士法律相談に関する協定

里庄町（以下「甲」という。）と岡山県司法書士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における、司法書士法律相談の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士法律相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

（司法書士の派遣要請）

第3条 甲は、大規模な災害において町民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のため、災害相談会（以下「相談会」という。）を行う必要が生じたときは、派遣要請書（様式第1号）により、乙に派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う相談会は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条に定める業務のほか、甲及び乙が必要と認める業務とする。

（相談担当者の連絡）

第5条 乙は、第3条の規定により相談会を行う場合は、速やかに相談担当者を選出し、甲へ担当者連絡票（様式第2号）を提出するものとする。ただし、緊急を要し時間的余裕がない場合は、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第6条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した相談会について随時、甲に実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（相談料）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく相談会について、無償で町民に提供するものとする。

2 乙は、甲に対し、相談会における報酬は請求しないものとする。ただし、乙は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法書士会連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるもの

とする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定書締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申し入れがないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月6日

甲 浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

乙 岡山市北区駅前町二丁目2番12号
岡山県司法書士会
会 長

○ 災害時における法律相談業務等に関する協定

里庄町（以下「町」という。）と岡山弁護士会（以下「弁護士会」という。）は、町において、将来、地震等による大災害、その他これに準ずる災害が発生した際（以下「災害時」という。）の被災者等を対象とした法律相談等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と弁護士会が相互に協力し、里庄町内での災害時に、町が行う被災者支援における弁護士の法律相談業務及び弁護士会が行う災害ADR等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

2 この協定において、「災害ADR」とは、災害に起因した紛争に係る裁判外紛争解決手続をいう。

（弁護士の派遣要請）

第3条 町が弁護士会に対して、災害時に、被災者に対する無料法律相談会（以下「相談会」という。）の実施を要請したときは、弁護士会は速やかにこれを応諾し、町が指定する避難所などの相談場所に弁護士会所属の弁護士を派遣するものとする。

2 諸般の事情から弁護士会において緊急に相談会を行う必要が生じたと認め、弁護士会から町に対しその旨の告知があったときも前項と同様とする。

3 弁護士会は、町からの要請を受諾した場合は、町に対し受諾した旨の連絡を行う。

（相談の終了）

第4条 相談会は、次の各号に掲げる事項が生じたとき、終了する。

（1）町が、相談会の終了を告げたとき。

（2）弁護士会が、相談会の続行が困難と判断したとき。

（役割）

第5条 町は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努める。

2 弁護士会は、相談会の開催にあたり、速やかに弁護士会の所属会員である弁護士（以下、「弁護士会の会員」という。）から法律相談業務に従事する弁護士を選定し派遣するものとする。但し、弁護士会は、弁護士会の会員のみでは対応することが困難なときは、日本弁護士連合会及び中国地方弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 弁護士会は、予め相談会の法律相談業務に従事する弁護士会の会員に、災害に関する法律相談を行うのに必要な知識を習得するための研修を適宜実施するように努める。

4 町は、弁護士会に対し、必要に応じ、町が行う職員研修や町民向けの災害に関する研修等に講師として弁護士会の会員を派遣するよう要請することができる。なお、研修等の講師料の負担については、要請の都度、町及び弁護士会が協議して決定するものとする。

（相互協力）

第6条 町と弁護士会は、相談会を円満に行うため、今後、相談会に派遣する弁護士の名簿作成

及び相談会の広報等について協力する。

(連絡調整)

第7条 町と弁護士会の相談に関する連絡調整は、町は第14条に基づき定められた実施細目に規定する者が、弁護士会は環境保全・災害対策委員会委員長が行う。

(相談料)

第8条 相談会の相談料は無料とする。

(弁護士の謝礼)

第9条 弁護士会は、町に対し、相談会における報酬及び経費は請求しないものとする。ただし、弁護士会は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

(報告)

第10条 弁護士会は、相談の結果、町及び関係諸機関による措置が必要と考えた場合には、速やかに町に通知するよう努める。

(災害ADRの実施)

第11条 弁護士会が、災害ADRを行う場合において、当事者が町内に居住または勤務するなど町内で期日を開催することが相当であると認める場合、町に協力を要請することができる。

(災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

第12条 町は、前条の要請を受けた場合、公共施設の使用等、災害ADRの開催場所の確保に協力するものとする。

2 町は、弁護士会が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(連絡調整)

第13条 町と弁護士会の災害ADRに関する連絡調整は、町は次条に基づき定められた実施細目に規定する者が、弁護士会は仲裁センター運営委員会委員長が行う。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な細目は、町及び弁護士会が協議して実施細目として定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、町及び弁護士会協議の上決定するものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は、令和2年11月6日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、町又は弁護士会から書面による解約の申出がないときは、更に2年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、町及び弁護士会が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月6日

町 住 所 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1 1 0 7 - 2
名 称 里庄町
代表者氏名 里庄町長

弁護士会 住 所 岡山市北区南方 1 - 8 - 2 9
名 称 岡山弁護士会
代表者氏名 会長

○ 災害時における避難所としての使用に関する協定書

里庄町（以下「甲」という。）と浅口商工会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害がおきたとき（以下「災害時」という。）における避難所の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に町民生活の安定を図るため、乙の所有する施設を避難所として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力避難所として位置付ける。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を避難所として町民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	浅口商工会里庄支所会館
所在地	浅口郡里庄町里見2312-2
所有者	浅口商工会
構造等	鉄筋コンクリート造 2階建
建築年	昭和63年2月
耐震性	有

（使用範囲）

第4条 避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	研修室1・研修室2・女性部部室・研修室3・研修室4
------	---------------------------

（利用の協力要請）

第5条 甲は、町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、里庄町地域防災計画に定める施設だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所として使用するため、乙に対し、前条に掲げる避難場所について、使用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、様式第1号「施設使用許可申請書」の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないとき又は夜間若しくは休日は、あらかじめ甲乙両方で届け出ておく連絡責任者届に基づき口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第6条 乙は、甲からの第5条第2項の協力要請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、様式第2号「施設使用許可書」を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 当該施設の使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 施設の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常業務を早期に再開できるように配慮するものとする。

(避難所の開設)

第8条 甲は、災害が発生し、避難所等を開設する必要がある場合、第3条に定める避難所等の被害状況（安全）を確認した上で、開設することができる。

2 乙は、通常業務中に甲から避難所の開錠依頼を受けた場合、速やかに開錠を行うよう努めるものとする。

3 甲は、避難所を開設する場合、甲の職員を派遣するものとする。

4 乙は、夜間若しくは休日において甲による避難所の開設を可能にするために、あらかじめ対象施設の鍵を甲へ供与する。

(避難所の管理運営及び責任)

第9条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の運営経費は全額を甲が負担することとし、避難所で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、避難所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(返還)

第10条 避難所としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡するとともに、様式第3号「避難所使用終了連絡書」にて通知する。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月10日

甲 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2
里庄町
里庄町長

乙 岡山県浅口市鴨方町鴨方2244-8
浅口商工会
会長

○ 里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱

平成24年3月30日告示第20号

改正

平成25年9月18日告示第52号

平成26年1月27日告示第3号

平成26年3月19日告示第11号

(趣旨)

第1条 町の交付する自主防災活動補助金（以下「補助金」という。）の交付については、里庄町補助金等交付規則（平成20年里庄町規則第6号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び里庄町地域防災計画に基づき、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資機材の整備等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町内の自主防災組織の設置促進と育成強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 自主防災組織とは、地域防災に対処することを目的として、分館等を単位として住民が自主的に防災活動を行うための組織で、里庄町自主防災組織設置届（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に届け出たものをいう。

- (1) 規約
- (2) 加入世帯一覧、災害時要援護者支援体制表、自主防災組織内連絡網
- (3) 防災計画
- (4) その他町長が必要と認める書類

(変更の届出)

第4条 自主防災組織の代表者は、前条に規定する届出の内容に変更があった場合には、里庄町自主防災組織変更届（様式第2号）により速やかに届け出るものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業において、別表第1に掲げる防災資機材の購入に要する経費及び別表第2に掲げる自主防災組織の活動に要する経費とする。ただし、この告示に基づくもののほか、国、県等の公的補助金等を受けている場合は、補助対象経費からその金額を差し引くものとする。

- (1) 防災資機材整備事業
 - (2) 防災資機材更新事業
 - (3) 活動支援事業
- 2 前項第2号の防災資機材更新事業については、防災資機材整備事業の補助を受けて整備した防災資機材の更新、又は新たに必要と認められる防災資機材の整備を対象とする。
- 3 防災資機材整備事業については、1組織に対する補助は、1回限り行うものとし、防災

資機材更新事業については、防災資機材整備事業又は防災資機材更新事業により補助を受けた翌年度から起算して5年間は補助を受けることができない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、前条第1項各号に掲げる事業ごとに、次のとおり上限額を設ける。

- (1) 防災資機材整備事業 年額500,000円
- (2) 防災資機材更新事業 年額50,000円
- (3) 活動支援事業 自主防災組織の加入世帯数100世帯以上 年額150,000円
自主防災組織の加入世帯数100世帯未満 年額100,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「補助事業者」という。)は、里庄町自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 活動計画書
- (2) 防災資機材整備事業、防災資機材更新事業にあつては見積書の写(ただし、購入資機材の詳細が確認できるものに限る。)その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、里庄町自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第9条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金交付申請の内容を変更又は内容の全部若しくは一部を中止したいときは、里庄町自主防災組織活動補助金交付事業変更・中止承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けるものとする。

(概算払)

第9条の2 町長は、必要があると認めるときは、この告示に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助事業者は、里庄町自主防災組織活動補助金概算払請求書(様式第5号の2)を、町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 第8条に規定する通知を受けた補助事業者は、全ての事業が完了したときは、速やかに里庄町自主防災組織活動補助金交付事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 購入した防災資機材の請求書又は領収書の写
- (2) 購入した防災資機材の写真等、補助事業を実施したことがわかる書類
- (3) 活動支援事業においては、活動内容がわかる書類及び支出した経費の領収書

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、里庄町自主防災組織活動補助金確定通知書(様式第7号)による補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、里庄町自主防災組織活動補助金請求書(様式第8号)により、補助金の交付を請求するものとする。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容の審査等を行い、適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) 町長の承認を受けて、補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。

(5) この告示に違反したとき。

(管理)

第15条 補助金により整備した防災資機材の管理については、町は、一切の責任を負わないものとし、補助事業者は、防災資機材を十分に注意を払い維持管理するものとする。

2 補助事業者は、補助金により整備した防災資機材に防災用であることを明記するものとする。

(譲渡禁止)

第16条 補助事業者は、補助金により整備した防災資機材を第三者に譲渡してはならない。

(返還)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認めるとき。

(2) 自主防災組織が解散したとき。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月18日告示第52号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月27日告示第3号)

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日告示第11号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分		防災資機材
防災資機材 購入費	情報連絡用具	ハンドマイク、携帯用無線機、広報用スピーカー、ラジオ、メガホン
	消火用具	街頭用消火器、バケツ、消火器薬剤、小型動力ポンプ、ホース、放水補助器具、防火衣
	救出・救助用具	梯子、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、斧、くい、土嚢、バール、つるはし、掛矢、ジャッキ、鉄線はさみ、一輪車、ゴムボート、リヤカー、エンジンカッター、テント、チェーンソー、ウインチ、救急セット、担架、救命胴衣、防煙マスク、毛布、救助工具セット、車椅子
	避難用具	ヘルメット、投光器、標旗、腕章、防水シート、発電機、強力ライト、懐中電灯、トランシーバー、警笛、雨合羽、ロープ、コードリール
	給食・給水用具	給水タンク、緊急用ろ水装置、炊飯装置、釜、鍋、やかん、はんごう、食器
	収納庫	資機材収納庫

別表第2（第5条関係）

事業名	活動名	活動内容
活動支援 事業	防災研修会等の開催	防災に関する知識の取得、普及啓発を図るため、防災研修会や講演会等を開催する。
	防災マップ等の作成	地域内の危険箇所等を点検し、防災マップ等を作成する。
	防災訓練の実施	自主防災組織独自に防災訓練を実施する。
	防災標識等の設置	地域内の危険箇所や海拔等を表示する標識等を設置する。
	先進地への視察研修の実施	防災意識の向上を図るため、先進地への視察研修を行う。
	その他防災対策の強化を図る活動	上記の他、地域の防災活動の強化を図るための活動を行う。

様式第1号（第3条関係）

里庄町自主防災組織設置届

年 月 日

里庄町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

電話番号

印

自主防災組織を次のとおり設置しましたので、届け出ます。

自主防災組織の概要			
自主防災組織名			
設立年月日	年	月	日
対象地区			
加入世帯			世帯
加入者数			人
役員名簿			
役職名	氏名	住所	電話番号
会長			
副会長			
副会長			

様式第2号（第4条関係）

里庄町自主防災組織変更届

年 月 日

里庄町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

印

電話番号

自主防災組織を次のとおり変更しましたので、里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱第4条の規定により届け出ます。

記

1 自主防災組織名

2 変更年月日

3 変更の内容

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

里庄町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

印

電話番号

里庄町自主防災組織活動補助金交付申請書

里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱第7条の規定により、 年度に
おける自主防災組織活動補助金を下記のとおり申請します。

記

1 実施事業

事業名（該当する 事業に○をする）	防災資機材整備事業 ・ 防災資機材更新事業 ・ 活動支 援事業
----------------------	------------------------------------

2 対象経費

事業名	内訳	金額（単位：円）
防災資機材整備事業		
防災資機材更新事業		
活動支援事業		
合計		

3 補助金交付申請額

補助金申請金額	円
---------	---

添付書類

- (1) 活動計画書
- (2) 防災資機材整備事業、防災資機材更新事業にあつては、見積書の写（ただし、購入資機材の詳細が確認できるものに限る。）その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

自主防災組織名
代表者 氏名 様

里庄町長

里庄町自主防災組織活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった里庄町自主防災組織活動補助金について下記のとおり決定したので、里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

事業名

補助金額 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

里庄町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

電話番号

里庄町自主防災組織活動補助金交付事業変更・中止承認申請書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱第9条の規定により、変更・中止したいので、承認していただきますよう申請します。

記

1 事業名

2 変更（中止）の内容

3 変更（中止）の理由

様式第5号の2 (第9条の2関係)

年 月 日

里庄町長 様

自主防災組織名
 代表者 住所
 氏名
 電話番号

里庄町自主防災組織活動補助金概算払請求書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱第9条の2の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 補助金請求額

交付決定額	円
概算払請求額	円

3 概算払を希望する理由

4 補助金振込先

銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 所 出張所	普通 ・ 当座	口座番号	口座名義人
				(フリガナ)

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

里庄町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

電話番号

里庄町自主防災組織活動補助金交付事業実績報告書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、下記のとおり実施しましたので、里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱第10条の規定により報告いたします。

記

1 事業名

事業名	防災資機材整備事業・防災資機材更新事業・活動支援事業
-----	----------------------------

2 防災資機材整備事業、防災資機材更新事業

購入防災資機材名	
購入防災資機材の設置場所	
購入防災資機材の管理責任者	
購入に要した経費	円

3 活動支援事業

活動内容	
活動に要した経費	円

添付書類

- (1) 購入した防災資機材の請求書又は領収書の写
- (2) 購入した防災資機材の写真等、補助事業を実施したことがわかる書類
- (3) 活動支援事業においては、活動内容がわかる書類及び支出した経費の領収書
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

自主防災組織名

代表者 氏名 様

里庄町長

里庄町自主防災組織活動補助金確定通知書

年 月 日付け里庄町自主防災組織活動補助金交付事業実績報告書を審査した結果、自主防災組織活動補助金について下記のとおり確定したので、里庄町自主防災組織活動補助金交付要綱第11条の規定により通知します。（なお、超過交付となった 円については、年 月 日までに返還することを命じます。）

記

事業名

交付決定額 円

交付確定額 円

備考 括弧書き部分は概算払をした場合において記入する。

様式第8号 (第12条関係)

年 月 日

里庄町長 様

自主防災組織名
 代表者 住所
 氏名
 電話番号

里庄町自主防災組織活動補助金請求書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、完了しましたので、下記のとおり里庄町自主防災組織活動補助金の交付を請求します。

記

1 事業名

2 補助金請求額

総事業費		円
補助対象事業費		円
(既請求済額)		円
補助金請求額		円

3 補助金振込先

銀行	本店	普通 ・ 当座	口座番号	口座名義人
金庫	支店			(フリガナ)
組合	所			
農協	出張所			

備考 括弧書部分は概算払をした場合において記入する。

〔その他〕

○ 里庄町指定文化財（無形は除く）

名 称	種 類	員数	所 在 地	所有者
仁科芳雄博士生家	史跡	1	里庄町大字浜中717	里庄町
大原焼彩色狛犬	有形文化財 (工芸品)	1 対	〃 大字新庄2702	八幡神社
絵馬伊勢参詣図 附 絵馬 (江戸時代)	民俗文化財	1 面 3 面	〃 大字里見5781	高岡神社
浜中海月庵の宝篋印塔	有形文化財 (建造物)	1	〃 大字浜中518	浜中南分館

○ 災害援護資金、生活福祉資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金概要

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子父子寡婦福祉資金																	
1 貸付機関	市町村	県社会福祉協議会	県(県民局健康福祉部)																	
2 適用災害	災害援助法が適用になった災害	特別の制限なし。ただし左の災害援護資金の貸付対象世帯は除く。	特別の制限なし																	
3 貸付対象者	<p>一定の被害を受けた世帯であつて、かつ、次の要件を満たす世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>世帯人員</th> <th>年間所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の負傷 ・家財の損害 ・住居の半壊 ・住居の全壊 </td> <td>1人</td> <td>220万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円 〃</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円 〃</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円 〃</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに加算30万円</td> </tr> <tr> <td>住居の滅失</td> <td>人数に関係なし</td> <td>1,270万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	世帯人員	年間所得	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の負傷 ・家財の損害 ・住居の半壊 ・住居の全壊 	1人	220万円未満	2人	430万円 〃	3人	620万円 〃	4人	730万円 〃	5人以上	1人増すごとに加算30万円	住居の滅失	人数に関係なし	1,270万円未満	世帯の収入が一定基準内の世帯、障害者世帯、及び高齢者世帯	<p>(1) 母子福祉資金 配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している世帯</p> <p>(2) 父子福祉資金 配偶者のない男子で20歳未満の児童を扶養している世帯</p> <p>(3) 寡婦福祉資金 ○寡婦(配偶者のない女子であつて、母子家庭の母であつた者) ○40歳以上の配偶者のない女子であつて、母子家庭の母及び寡婦以外の者</p>
被害の程度	世帯人員	年間所得																		
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の負傷 ・家財の損害 ・住居の半壊 ・住居の全壊 	1人	220万円未満																		
	2人	430万円 〃																		
	3人	620万円 〃																		
	4人	730万円 〃																		
	5人以上	1人増すごとに加算30万円																		
住居の滅失	人数に関係なし	1,270万円未満																		
4 資金種別	災害援護資金	災害援護資金	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金外																	
5 貸付限度額	被害の種類及び程度に応じ150～350万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付の場合最高は250万円(全壊、全焼)半壊、半焼は170万円	①事業開始資金287万円 ②事業継続資金144万円 ③住宅資金150万円外																	
6 貸付期間	<p>1 据置期間 3年 (特別の場合5年)</p> <p>2 償還期間 10年 (据置期間を含む)</p>	<p>1 据置期間 6か月以内 (特別の場合2年以内)</p> <p>2 償還期間 7年以内</p>	<p>1 償還期間 7年以内</p> <p>2 据置期間 事業継続、住宅資金6ヶ月及び事業開始資金1年間</p> <p>※ただし、災害による被害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合、2年を越えない範囲において据置期間延長の特例がある。</p>																	
7 償還方法	年賦又は半年賦	月賦、半年賦	月賦、半年賦、年賦																	

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子父子寡婦福祉資金
	(原則として元利均等償還)		(元利均等償還)
8貸付利率	1 年3% (据置期間中は無利子)	1 普通利率 連帯保証人を立てた 場合：無利子 連帯保証人を立てな い場合：年1.5% 2 延滞利率 年5.0%	1 普通利率 連帯保証人を立てた 場合：無利子 連帯保証人を立てな い場合：年1.0% 2 延滞利率 年5.0%
9担保	1 物的担保 なし 2 保証人 1人	1 物的担保 なし 2 保証人 原則として1人	1 物的担保 なし 2 保証人 1人 (岡山県内在住者)
10提出書類	1 借入申込書 2 診断書(世帯主の負傷のみ) 3 所得証明書 4 借用書並びに本人及び連帯保 証人の印鑑証明 5 その他必要な書類	1 借入申込書(用紙市町 村社会福祉協議会に 備付け) 2 罹災証明書 3 補修等の計画書及び 経費見積書 4 その他必要な書類 (所得証明, 住民票等)	1 貸付申請書 2 戸籍謄本 3 被災証明書 4 事務概要書(事業開 始, 事業継続資金の み。) 5 住宅計画書及び住宅 経費見積書(住宅資金 のみ。)
11経由機関	申込者→市町村←県←国	申込者→民生委員→市 町村社協→県社協	申込者→福祉事務所・町 村→県(県民局健康福祉 部)
12審査機関	市町村	県社協(運営委員会)	県(県民局健康福祉部)
13取扱機関	市町村	市町村社協	市町村

○ 災害融資制度

法令名	区分	内 容	対 象	受付（相談）窓口
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和30年法律第136号)		農林漁業者に対する経営資金、被害組合に対する事業資金の融資	農林漁業者 農業協同組合等	市 町 村
(株)日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)		農林漁業施設の災害復旧費の融資	農林漁業者 農業協同組合 漁業協同組合等	(株)日本政策金融公庫 市 町 村 農 業 協 同 組 合 等
		災害の減収補てん等経営維持安定を図るための融資	農業者 農業生産法人	
(株)日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	(株)日本策金融公庫
中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号)		災害関係の別枠保証	被災中小企業者	信 用 保 証 協 会
(株)商工組合中央金庫法 (平成19年法律第74号)		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	(株)商工組合中金庫
住宅金融支援機構法 (平成17年法律第82号)		災害で被災した住宅を復旧するため必要となる資金融資	住宅に被害を受けた者	市 町 村 独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)		災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資	私的医療機関設置者	県 保 健 福 祉 部
災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)		災害援護資金の貸付	被災者 (所得制限あり)	市 町 村
母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)		災害を受けた店舗、田畑及び住居の復旧に必要な資金の貸付	母子・父子世帯、寡婦	市 町 村
		既貸付金の支払猶予措置		
生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年厚生労働省発社援第0728第9号)		災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたため貸付ける資金	(福) 里 庄 町 社会福祉協議会

○ 災害救助法の適用基準

種 別		救助範囲	救助期間	支 出 経 費
避難所 及び 応急仮設 住宅の 供与	避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 ・避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 ・避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。 	災害発生の日から7日以内	避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費等 1人1日当たり330円以内 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために通常の実費を加算することができる。
	応急仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間の賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。 ・ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。建設型応急住宅の一户当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるところによる。 ・建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、五十戸未満の場合においても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。 ・借上型応急住宅の一户当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅に準ずるものとする。 	（建設型仮設住宅） 災害発生の日から20日以内着工 （賃貸型応急住宅） 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	○建設型仮設住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・建設型応急住宅の設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 5,714,000円以内 ・建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2. 基本額 地域の実情に応じた額
炊き出し その他 による 食品の 給与	炊出しその他 による食品の 給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け若しくは災害により現に炊事のできない者 ※被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内	主食、副食及び燃料等の経費 1人1日当たり1,160円以内 ※この場合、1日とは、3食をもつて計算すること。

種 別		救助範囲	救助期間	支 出 経 費																																										
及び飲料水の供給	飲料水の供給	・災害のため、現に飲料水を得ることができない者に供給する。	災害発生の日から7日以内	・水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 ・被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。 イ被服、寝具及び身の回り品 ロ日用品 ハ炊事用具及び食器 ニ光熱材料 	災害発生の日から10日以内に完了	1. 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内 (1) 住家の全壊(焼)・流失世帯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯別</th> <th>夏季 4月から 9月まで</th> <th>冬期 10月から 3月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人世帯</td><td>18,800</td><td>31,200</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>24,200</td><td>40,400</td></tr> <tr><td>3人世帯</td><td>35,800</td><td>56,200</td></tr> <tr><td>4人世帯</td><td>42,800</td><td>65,700</td></tr> <tr><td>5人世帯</td><td>54,200</td><td>82,700</td></tr> <tr><td>6人以上1人増すごとに</td><td>7,900</td><td>11,400</td></tr> </tbody> </table> (2) 住家の半壊(焼)・床上浸水世帯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯別</th> <th>夏季 4月から 9月まで</th> <th>冬期 10月から 3月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人世帯</td><td>6,100</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>8,300</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>3人世帯</td><td>12,400</td><td>18,400</td></tr> <tr><td>4人世帯</td><td>15,100</td><td>21,900</td></tr> <tr><td>5人世帯</td><td>19,000</td><td>27,600</td></tr> <tr><td>6人以上1人増すごとに</td><td>2,600</td><td>3,600</td></tr> </tbody> </table> 注 季別は、災害発生の日をもって決定する。	世帯別	夏季 4月から 9月まで	冬期 10月から 3月まで	1人世帯	18,800	31,200	2人世帯	24,200	40,400	3人世帯	35,800	56,200	4人世帯	42,800	65,700	5人世帯	54,200	82,700	6人以上1人増すごとに	7,900	11,400	世帯別	夏季 4月から 9月まで	冬期 10月から 3月まで	1人世帯	6,100	10,000	2人世帯	8,300	13,000	3人世帯	12,400	18,400	4人世帯	15,100	21,900	5人世帯	19,000	27,600	6人以上1人増すごとに	2,600	3,600
世帯別	夏季 4月から 9月まで	冬期 10月から 3月まで																																												
1人世帯	18,800	31,200																																												
2人世帯	24,200	40,400																																												
3人世帯	35,800	56,200																																												
4人世帯	42,800	65,700																																												
5人世帯	54,200	82,700																																												
6人以上1人増すごとに	7,900	11,400																																												
世帯別	夏季 4月から 9月まで	冬期 10月から 3月まで																																												
1人世帯	6,100	10,000																																												
2人世帯	8,300	13,000																																												
3人世帯	12,400	18,400																																												
4人世帯	15,100	21,900																																												
5人世帯	19,000	27,600																																												
6人以上1人増すごとに	2,600	3,600																																												
医療及び助産	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため医療の途を失った者に対して応急的に措置する。医療は、救護班により次の範囲内において行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 イ診療 ロ薬剤又は治療材料の支給 ハ処置、手術その他の治療及び施術 ニ病院又は診療所への収容 ホ看護 	災害発生の日から14日以内	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内																																										

種別	救助範囲	救助期間	支出経費
助産	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失ったものに対して次の範囲内において行う。 イ分べんの介助 ロ分べん前及び分べん後の処置 ハ脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 	分べんした日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額
被災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 現に生命、身体が危険な状態にある者 生死不明な状態にある者 	災害発生の日から3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
被災した住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行う。 	災害発生の日から1ヵ月以内	原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み イロに掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり595,000円以内 ロ半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり300,000円以内
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して給与する。 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。 イ教科書 ロ文房具 ハ通学用品 	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内	小学校児童及び中学校生徒 <ul style="list-style-type: none"> 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 高等学校等生徒 <ul style="list-style-type: none"> 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
		（文房具及び通学用品） 15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 高等学校等生 1人当たり 5,200円
生業に必要な資金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> 住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 	災害発生の日から一月以内完了	<ul style="list-style-type: none"> 生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸与できる金額 イ生業費1件当たり30,000円以内 ロ就職支度費 一件当たり15,000円以内 貸与条件 イ貸与期間二年以内 ロ利息無利子
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。次の範囲内において、原則として、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施 	災害発生の日から10日以内	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満）

種 別	救助範囲	救助期間	支 出 経 費
	する者に支給する。 イ棺(附属品を含む。) ロ埋葬又は火葬(賃金職員 等雇上費を含む。) ハ骨つぼ及び骨箱		172,000円以内
死体の搜索	・災害により現に行方不明の状態にあり、 かつ、各般の事情により既に死亡して いると推定される者に対して行う。	災害発生の 日から10日 以内	・舟艇その他搜索のための機械、器 具等の借上費又は購入費、修繕費 及び燃料費とし、当該地域におけ る通常の実費
死体の処理	・災害の際死亡した者について、死体に関 する必要な処理(埋葬を除く。)を次 の範囲内において行う。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案(原則として救護班によって行 うこと。)	災害発生の 日から10日 以内	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 ①既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通 常の実費 ②その他の場合 1体当たり5,400円以内 ・死体の一時保存にドライアイ スの購入費等の経費が必要 な場合は、当該地域における 通常の実費を加算できる。 3 検案 救護班によることができない 場合は、当該地域における慣行料 金の額以内
災害によって住居又は その周辺に運ばれた土 石、竹木等で、日常生 活に著しい支障を及ぼ しているもの(以下「障 害物」という。)の除去	・居室、炊事場等生活に欠くことのでき ない場所又は玄関に障害物が運び込ま れているため一時的に居住できない状 態にあり、かつ、自らの資力では当該 障害物を除去することができない者に 対して行う。	災害発生の 日から10日 以内	・ロープ、スコップその他除去のた め必要な機械、器具等の借上費又 は購入費、輸送費及び賃金職員等 雇上費 ・市町村内において障害物の除去を 行った一世帯当たりの平均 137,900円以内
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	・次に掲げる場合の輸送費及び賃金職員 等雇上費を支給する。 イ被災者の避難に係る支援 ロ医療及び助産 ハ被災者の救出 ニ飲料水の供給 ホ死体の搜索 ヘ死体の処理 ト救済物資の整理配分	救助の実施 が認められ る期間以内	当該地域における通常の実費

別表第2（第8条関係）

種別 職別	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医師及び歯科医師	1人1日 19,300円以内	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年岡山県条例第四十四号)の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額	日給者に支給する割増賃金の例に準じ計算した額
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1人1日 15,700円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	1人1日 14,900円以内		
土木技術者及び建築技術者	1人1日 15,300円以内		
大工、左官及びとび職	1人1日 21,600円以内		
令第4条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者	業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額以内		

〔様式等関係〕

○ 災害報告関係様式等一覧

様式 1-1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日 時 分	市町村名		電話番号	
		報告者名			

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分					
	被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟
不明者			人	軽傷者	人	半壊		棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
					非住家	一部破損	棟	世帯				
						公共建物全壊		棟	その他全壊		棟	
					公共建物半壊		棟	その他半壊		棟		
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	月 日 午前・午後 時 分設置								
			解除	月 日 午前・午後 時 分設置								
その他	○避難の勧告・指示の状況 種 別 : 自主・勧告・指示 勧告等の日時 : 年 月 日 時 分 対象地区等 : 対象人員 : 世帯 人											
	○避難所の設置状況 開設避難所名 :											
	○活動状況											

様式 1-2

災害速報（即報・確定）

市町村名				区分			被害
災害名	報告番号	第	報	田	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名		年	月	日	時	現在	
区分		被害		畑	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
				文教施設		箇所	
				病院		箇所	
				道路		箇所	
				橋りょう		箇所	
				河川		箇所	
				海岸		箇所	
				港湾		箇所	
				漁港		箇所	
				砂防		箇所	
				下水道		箇所	
				都市公園等		箇所	
				清掃施設		箇所	
				崖崩れ		箇所	
				鉄道不通		箇所	
				被害船舶		隻	
				水道		戸	
				電話		回線	
				電気		戸	
				ガス		戸	
				ブロック塀等		箇所	
				罹災世帯数		世帯	
				罹災者数		人	
				火災発生	建物	件	
					危険物	件	
					その他	件	
人的被害	死者		人				
	行方不明者		人				
	負傷者	重傷	人				
軽傷		人					
住家被害	全壊		棟				
			世帯				
			人				
	半壊		棟				
			世帯				
			人				
	一部破損		棟				
			世帯				
			人				
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
床下浸水		棟					
		世帯					
		人					
非住家	公共建物		棟				
	その他		棟				

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公共文教施設	千円			市町村	設置日時	日	時	分
農林水産業施設	千円				解散日時	日	時	分
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
災害の概況	農林被害	千円	災害救助法適用市町村名	適用日時	日	時	分	
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円			計			団体
被害総額		千円		119番通報件数			件	
応急対策の状況	消防機関等の活動	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
	自衛隊の災害派遣	その他						

※ 被害額は省略することができる。

(注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 住屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。)以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

被害区分		判定基準
道	路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に乗設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
河海	川岸	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港	湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
漁	港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
砂防	防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
都市公園等	清掃施設	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
	崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船舶被害	る・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。	
ガス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 (注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示の状況		避難判断基準及び災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第60条の規定により、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った日時、地区、避難している人員等を記入すること。

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷			
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収容先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日	時	分	現在	受信時間	時	分	
発信機関					受信機関			
発信者名					受信者名			
内 容								
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時		世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			勧告、指示、自主 日時分		世帯	人	屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日時分				屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日時分				屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日時分				屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日時分				屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関			
			重傷	軽傷				

様式 4

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他 ()		
発	日 時	日 時 分	
	場 所		
生	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概 要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

様式5

商 工 関 係 被 害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること

- 3 被害数は事業所数で記入すること。
- 4 観光関係被害は計上しないこと。(様式6に計上すること。)

様式6

観光関係被害
(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県営施設関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

林野火災被害

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	m ²		
	階層		延べ面積	m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼棟			林野焼損面積	ha
		ぼや棟				
罹災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 生活保護 エ 老人福祉 キ 保健施設	イ 身体障害者福祉 オ 婦人保護 ケ その他 ()	ウ 知的障害者福祉 カ 児童福祉
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者		(電話)
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

○ 救助日報

救助日報										
情報提供機関 ○○市					受信機関 県庁 ○○課					
送信者					受信者					
情報提供時限 月 日 時現在					受信時間 月 日 時					
避難所開設	開設期間	開設日時	月 日 時	被服寝具生活 必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量			点		
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯)	点		
	既存建物	個所数	カ所			翌日への繰越量	半失、床上浸水世帯数	(世帯)	点	
		避難人員	人		点					
	野外仮設	個所数	カ所		医療・助産救助	医療班	医療班出動数		カ所	
		避難人員	人				救助地区			
炊出期間	開始月日	月 日	医療	診療者数		医療	人			
	終了予定日	月 日				助産	人			
炊出個所数		所	医療機関	医療		施設数	カ所			
炊出人員	朝	人				診療人員	人			
	昼	人		助産	施設数	カ所				
	夕	人			診療人員	人				
計		人	救助終了予定月日	月 日						
給水	供給地区数		地区	被災者救出						
	供給実人員		人	救出地区			救出をした人員			人
	供給水量		1	今後救出を要する人員			人			
	給水期間	開始月日	月 日	救出終了予定月日			月 日			
		終了予定日	月 日	救出の方法						
給水方法										

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因別人員			
	本日支給	小学生	全壊世帯		(人) 点	死体処理	死体洗浄	体
			半壊(床上浸水)世帯		(人) 点		死体縫合	体
	中学生	全壊世帯	(人) 点		死体消毒		体	
		半壊(床上浸水)世帯	(人) 点		死体保存	既存建物利用	カ所	
	高校生等	全壊世帯	(人) 点			仮設建物	カ所	
半壊(床上浸水)世帯		(人) 点		死体処理機関				
翌日への繰越量			点	今後死体処理を要する死体		体		
埋葬	前日までの埋葬		体	死体処理終了予定月日		月 日		
	本日埋葬	大人	体	障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸	
		小人	体		本日除去した戸数	(計 戸)		
		計	体			戸		
	翌日以降の要埋葬数		体		障害物除去の終了予定月日		月 日	
埋葬終了予定月日		月 日						
死体の搜索	搜索地区			輸送	公用車使用		台	
	死体	搜索を要する死体	体		借上車使用		台	
		本日発見死体	体		救助の種類			
		今後の要検索死体	体					
	搜索の方法			賃金職員等	賃金職員等雇上数		人	
搜索終了予定月日		日	従事作業					
仮設住宅	建設の場合	着工月日	月 日	備考	その他			
		竣工月日	月 日					
	賃貸の場合	契約月日	月 日					
		入居月日	月 日					
住宅修理	着工月日		月 日					
	竣工月日		月 日					

○ 罹災者台帳

罹災台帳

(整理番号)

罹災場所:里庄町		丁目 番 号			家屋所有者:(所在地) (氏 名)						
罹 災 者	罹災場所:里庄町				丁目 番 号		避難場所:				
		続柄	氏 名	性別	生年月日	職業・学年等	現 況				その他
							健常	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
7											
8											
罹 災 状 況	住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借り <input type="checkbox"/> 貸家			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> その他			その他事項			
罹 災 因	年 月 日に発生した による。										

調査員の意見	避難所の必要性: <input type="checkbox"/> 要、 <input type="checkbox"/> 否			応急仮設住宅: <input type="checkbox"/> 要、 <input type="checkbox"/> 否		
罹災	年 月 日 時 分	調査員所属		調査員氏名		
調査	年 月 日 時 分					

※被災者台帳を作成する場合、罹災者台帳の作成は不要

○ 罹災証明書

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地				
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊
	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分				

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

里庄町長

○ 避難所状況報告書 (例)

避難所状況報告書(初動期)

送信先：里庄町災害対策本部	
TEL	FAX

避難所	ふりがな 避難所名 住所 TEL FAX			
項目	第一報(参集後すぐ)	第二報(3時間後)	第三報(6時間後・閉鎖)	
送信者名				
報告日時	月 日() :	月 日() :	月 日() :	
避難種別	勧告・指示・自主避難	勧告・指示・自主避難	勧告・指示・自主避難	
利用可能な連絡手段	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	
避難者	人数	人	人	
	世帯数	世帯	世帯	
	今後の見込み	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし
建物の安全確認	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	
傷病者等	なし・あり(人)・不明	なし・あり(人)・不明	なし・あり()・不明	
人命救助	不要・必要(人)・不明	不要・必要(人)・不明	不要・必要(人)・不明	
周辺状況	火災	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険
	土砂崩れ	なし・あり(約 件)・未発見	なし・あり(約 件)・未発見	なし・あり(約 件)・未発見
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通
	道路	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
	建物倒壊	ほとんどなしあり(約 件)・不明	ほとんどなしあり(約 件)・不明	ほとんどなしあり(約 件)・不明
避難所以外の支援拠点	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	
参集者	行政担当者			
	施設管理者			
緊急を要する事項など(具体的に箇条書き)				
受信者名(災害対策本部)				

- ・ 第一報(参集後すぐ)、第二報(3時間後)、第三報(6時間後または閉鎖時)は、同じ用紙に記入。
- ・ 里庄町災害対策本部あて FAX で送信する。FAX が使用できないときは、伝令などで連絡。
- ・ 人命救助や周辺状況の詳細は「緊急を要する事項」に記入する。
- ・ 「世帯数」は、避難所利用者登録票の枚数による回答も可能。

避難所状況報告書〔第 報〕

送信先：里庄町災害対策本部

避難所		ふりがな 避難所名		住所		報告日時		月 日 ()			
		TEL		FAX				:			
避難所利用者数	区分		現在数 (A)		前日数 (B)		差引 (A-B)				
	避難所内に受け入れた者※	世帯数	世帯		世帯		世帯				
		人数	人		人		人				
	避難所以外の場所に滞在する者	世帯数	世帯		世帯		世帯				
		人数	人		人		人				
合計		世帯数	人		人		人				
		人数	世帯		世帯		世帯				
食料	区分		朝		昼		夜				
	食料の給与数		食		食		食				
	食料の主な内容										
運営状況	(避難所利用者)組		編成	済・未編成	組数	計	組(避難所内 組+外 組)				
	避難所運営委員会		設置	済・未設置	役員	会長	人、副会長	人(うち女性	人)		
	運営班		設置	済・未設置							
	在宅避難者等支援施設		設置	済・未設置	主な場所						
連絡事項	連絡元		主な対応状況				要望など				
	避難所運営委員会										
	各運営班	総務班									
		連絡・広報班									
		食料・物資班									
		保健・衛生班									
		要配慮者支援班									
		施設管理班									
		屋外支援班									
	ボランティア班										
行政担当者											
施設管理者											
ライフライン	電気	□通電 □停電 (: 現在)			電話	□可能 □不能 (: 現在)					
	水道	□通水 □断水 (: 現在)			F A X	□可能 □不能 (: 現在)					
	ガス	□可能 □不能 (: 現在)				□ (: 現在)					
特記事項											

・※「避難所内に受け入れた者」には、車中・テント生活者を含む。

この様式を使う場合は、**表面**と**裏面**を両面コピーしてください。

ひなんじよりようしゃどうろくひよう

避難所利用者登録票 **表面**

避難所名

受付番号

きにゅうび 記入日	年 月 日 ()	きにゅうしゃしめい 記入者氏名				
じゅうしょ 住所	〒 -	じちかい 自治会・ ちょうないかいめい 町内会名				
でんわ 電話	() -	じたく 自宅の ひがいじょうきょう 被害状況	せんかい 全壊 / はんかい 半壊 / いちぶ 一部損壊			
けいたいでんわ 携帯電話	() -		ぜんしょう 全焼 / はんしょう 半焼 / じょう 床上浸水			
FAX	() -		りゅうしゅつ 流出 / その他 ()			
メール	@	たいざい 滞在を きぼう 希望する ばしょ 場所	<input type="checkbox"/> 避難所			
その他 連絡先 (親戚など)	〒 - () -		<input type="checkbox"/> テント (避難所敷地内に設営)			
			<input type="checkbox"/> 車両 (避難所敷地内に駐車)			
			<input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 (自宅 / 他 ())			
ひなんじょ 避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)			けがやびょうき・しょうがい 有無、妊娠中、使用できる言語など 、特に配慮が必要なことに○	うんえい 運営に きょうりょく 協力 できること (特技・免許)	避難 状況 ※1	かならず 必ず 確認! あんびかくにん 安否確認 たいおう への対応※
しめい 氏名	せいねんがっぴ 生年月日・年齢	せいべつ 性別				
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有 (けが・病気・障がい ・アレルギー・食事・要介護 ・妊娠中・その他 ())			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有 (けが・病気・障がい ・アレルギー・食事・要介護 ・妊娠中・その他 ())			公開 ・ 非公開
ご家族	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有 (けが・病気・障がい ・アレルギー・食事・要介護 ・妊娠中・その他 ())			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有 (けが・病気・障がい ・アレルギー・食事・要介護 ・妊娠中・その他 ())			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有 (けが・病気・障がい ・アレルギー・食事・要介護 ・妊娠中・その他 ())			公開 ・ 非公開
ペットの じょうきょう 状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ	しゆい 種類 (頭数)	<input type="checkbox"/> 同伴希望 (ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明			
じかようしゃ 自家用車 (避難所 に駐車する場合)	しゃしゆ 車種	いろ 色	ナンバー			

- ・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
- ・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また里庄町災害対策本部にも提供し、被災者支援のために里庄町が作成する「被災者台帳」にも利用します。
- ※1：一緒に避難していれば○をつける。
- ※2：安否の問い合わせがあった場合に、**住所 (〇〇町〇〇丁目まで)**と**氏名**、**ふりがな**を公開してもよいか個人ごとに必ず確認してください。

避難所利用者登録票 裏面：運営側（受付担当）記入用

<登録時>

- 運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。
 - ・安否確認への対応（公開・非公開）個人ごとに○がついているか。
 - ・けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。

→詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 （滞在先）	場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 車 両（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所（自宅 / その他（ ））
	組名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

○ 避難所用物品受払簿（例）

品名	ローソク	単位 呼称	本	町			
年月日	摘 要		受	払	残	備 考	
	〇〇〇〇商店	〇〇避難所	100	30	70	@8	
	〇〇避難所	〇〇避難所		30	50	800円	
計			100 (800円)	100 (800円)	0		

- (注) (1) 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 (2) 「備考」欄に購入金額を記入すること。
 (3) 最終行欄に受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

○ 避難所設置及び収容状況表（例）

避難所の 名称	所在地	種 別	開 設 期 間	実人員	開 設 日 数	延人員	備 考
		既存建物		50人	日間	300人	〇〇寺
		野外仮設		100		130	天幕利用
計		既存建物	月 日から 日まで 月 日 日間	500	7	1,900	4ヶ所
		野外仮設	月 日から 日まで 月 日 日間	30	3	130	1ヶ所

- (注) (1) 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 (2) 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計しておくこと。

○ 避難所収容状況

避難所名	収容期間及び人員							責任者名 職氏名	備考
	月日	月日	月日	月日	月日	月日	計		
	人	人	人	人	人	人	人		
+									
計									

○ 災害用応急米配給割当申請書

	年 月 日
岡山県知事	殿
	里 庄 町 長 ⑩
災害用応急米配給割当申請書	
このことについて、下記のとおり申請します。	
記	
1	り災者給食用 延 人 精米キログラム
2	救助作業者および緊急復旧作業者給食用 延 人 精米キログラム
3	理由

○ 災害用応急米配給申請書

			年	月	日
岡山県知事	殿				
		里庄町長			印
災害用応急米配給申請書					
月	日の	による災害用急米を下記のとおり申請します。			
記					
1	り災者給食用	述	人	精米	キログラム
2	救助作業者および緊急復旧作業従事者給食用	延	人	精米	キログラム
3	米穀類販売業者別購入数量				
	米穀類販売業者名				
	購入数量 (精米 キログラム)				
4	応急米使用状況				
	別紙様式 1、2、3				

○ 被災者応急米使用状況（例）

里庄町

月日		区分	給食人員	数量	備考
月	日	朝			単位 精米 キログラム
		昼			
		夕			
					////////////////////////////////////
					////////////////////////////////////
計					

○ 救助作業者及び応急復旧作業従事者用応急米使用状況（例）

町

月日		区分	給食人員	数量	備考
月	日	朝			単位 精米 キログラム
		昼			
		夕			
		朝			////////////////////////////////////
					////////////////////////////////////
計					

○ 被災者に対する米穀配給状況（例）

月日		区分	給与人員	給与日数	数量	備考
						単位、精米・キログラム月日は給与日数別に分けて記入すること。
計						

○ 炊出し用物品借用書（例）

品名	数量	期間	金額	所有者 (管理者) 氏名	使用避難所の名称					備考
					〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
釜	5	日間	円 (無償)		2	1			2	3ヶ1組
鍋	20	同	〃		8	3		2	7	
食器	100	同	1,500		30	20			50	

(注) 「期間」欄は「〇月〇日から〇月〇日まで〇日間」と記入すること。

○ 炊出し協力者奉仕者名簿（例）

					町
年月日	炊出場所	協力奉仕者代表者名	人数	時間	備考
	〇〇〇〇	町婦人会〇〇〇〇外	28	8～17	

(注) 記載例に準じて記載すること。

○ 炊出し受給者名簿（例）

町〇〇炊出し場
責任者 氏名

世帯主 氏名	家族数	給 与 内 訳												備考	
		月 日			月 日			月 日			月 日				合計
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
	5人	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		80	
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	60	
計		200	200	200	200	200	150	150	150	150	50	50		2,000	
品名	単位呼称												合計		
精米	kg	84			768			63			42			363	

(注) (1) 「朝」、「昼」、「夕」欄には、支給量を記入すること。
 (2) 他市町村の住民であるときは、その住所を「備考」欄に記入しておくこと。

○ 食料品現品給与簿（例）

給年 月 日	給与人数	食数	給与物品内訳			受領者					備考	
			米	乾パン	かん詰	住所	世帯主氏名	家族数	受領印	避難先市町村		
	人 4	食 24	K 3.36		ケ 8				人 4	印	〇〇町	
計	6	42	5.8		16							

○ 炊出しその他による食品給与物品受払簿（例）

品名	精米	単位呼称	kg				町
年月日	摘要		受	払	残	備考	
	〇〇米穀販売所 (又は) 〇〇炊出場 〇〇炊出場		600	42 21	558 537	@85 51,000円	
	現品支給 (氏名)			58	36		
	計		960 (81,600円)	924 (78,540円)	36 (3,060円)		

- (注) (1) 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 (2) 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 (3) 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

○ 物資受払簿（例）

岡山県（福祉事務所）

品名	毛布	単位呼称	枚	町		
年月日	摘要	受	払	残	備考	
	県本部より	200			(@800 160,000円)	
	〇〇出張所		100	100		
	〇〇ふとん店	30		130	(@850 25,500円)	
計	県調達分	300 (160,000)円	200 (160,000)円	0		
	町調達分	30 (25,500)円	30 (25,500)円	0		

- (注) (1) 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
 (2) 区町村の場合においては、最終行欄に県よりの受入れ分及び市町村調達分別に受払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

○ 物資給与及び受領簿（例）

			町
住家被害程度区分	流失	給与の基礎となった世帯構成人員	5人 { 災害発生時世帯構成人員 6人 うち死亡者数 1人

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年月日

住所 字 〇〇
世帯主 氏名 ㊟

給与年月	品名	数量	備考	給与年月	品名	数量	備考
	毛布	3			ふとん	2	
	肌着上	3			茶わん	5	
	タオル	2			汁わん	5	

- (注) 罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とする。

○ 救護（医療）班出勤報告書

救護（医療）班出勤報告書							
医療班名			医療班所属		日 時		
職 名		氏 名		区 分	日 時		
班 長	医 師			出 勤 日 時	月	日	時 分
班 員				○ ○ 地 区	自 至	月 日	時 分
				○ ○ 地 区	自 至	月 日	時 分
				解 散 日 時	月	日	時 分
				摘 要	(使用車両の所属等)		
計		名					

救護班出勤編成表（例）

町本部救護班編成状況

班 名	班 長 名	班 編 成						備 考
		医 師	薬 剤 師	保 健 師	事 務 員	運 転 手	計	

看護師のうち1名は師長とする。

○ 救護（医療）班診療記録（例）

○○ 救護班
 班長・医師氏名 ㊟

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	措置概要	備考

○ 救護（医療）班医薬品衛生材料使用簿（例）

町救護班
 班長・医師氏名 ㊟

医薬品衛生材料品名	単位 呼称	単 位	摘 要	受	払	残	備 考
		円					円
カンポリジン	A	15	(県衛生部)	12	8	4	120
20%サイアジン5cc	A	15		24	12	12	660
ロートエキス酸	g	50		100	20	80	10
10%塩酸エフェドリン	g	15		10	8	2	120
ほう 帯	反	150		3	2	1	300

- (注) (1) 本簿は、救護業務従事期間中における品名ごとの使用状況を明らかにするものであること。
 (2) 「摘要」欄に受入先を記入すること。
 (3) 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

○ 被災教科書報告書（例）

区 分	学 校 名		小 学 校 ○ ○ 中 学 校						
			教 科	学 年	発 行 所 名	教 科 書 記 号 番 号	教 科 書 名	冊 数	単 価
計									

- (注) (1) 区分欄は次に分類する。
 イ 適用被災（災害救助法による支給対象分）
 ロ 不適用（救助法適用外で町単独対象分）
 (2) この報告は県本部厚生班へ2部提出する。

○ 被災児童生徒名簿（例）

小学校										
学校名		○○								
中学校										
番号	学年	児童氏名	被害区分	被災者台帳番号	保護者氏名	国語			社会	
						国語	書方	ローマ字	社会	地図
計										

- (注)
- (1) 学年別に順次記載する。
 - (2) 被害区分は全失、半失、床上浸水等を記入する。
 - (3) 被災者台帳番号は町で作成する台帳の番号となる。
 - (4) 教科書名は次の区分により記載する。
 - イ 国語（国語、書方、ローマ字）
 - ロ 社会（社会、地図）
 - ハ 算数（数学）
 - ニ 理科
 - ホ 音楽
 - ヘ 図工（美術）
 - ト 保健体育
 - チ 技家（男子、女子）
 - リ 選択教科（外国語、農業、工業、商業、家庭）
 - ヌ 計
 - (5) 被災教科について該当するものに○印

○ 義援金品拠出者名簿（例）

				町
年 月 日	住 所	氏 名	拠 出 区 分	数 量
			現 金 衣 類	〇〇円 〇点

- (注) (1) 記載例に準じて記載する。
 (2) 連絡簿であるが、町村単位に別葉等として差支えない。

○ 義援金品引継書（例）

義 援 金 品 引 継 書					
引継者	機関名	職	氏名	印	
引継者	機関名	職	氏名	印	
義援金品次のとおり引継ぎました。					
記					
1 引継月日					
2 引継場所					
3 引継金品 次表のとおり (車両番号)					
金 品 区 分	単 位	輸送数量	引継数量	差 引 過 不 足	過不足を生じた 理 由 そ の 他
//////////					
//////////					

- (注) (1) 2部作成し、授受両機関とも保管する。
 (2) 金品区分は衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

○ 義援金品受領書（例）

義 援 金 品 受 領 書		No.
(住所氏名)		
殿		
1	現 金	¥ 〇〇〇
2	物 資	〇〇〇梱包
ただし、〇〇災害の義援金として上記のとおり受領しました。		
年 月 日		
機関名		
(取扱者 印)		

- (注)
- (1) 複写式とし、事前に機関別のおしNo.を付しておく。
 - (2) 控えは義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
 - (3) 各所管の財務規則等の定めにより扱う場合は、本表式事項ただし書等に付記することとして差支えない。
 - (4) 物資区分は実情に即して記載する。

○ 現金出納簿（例）

年 月 日	摘 要	受	払	残

- (注) (1) 各機関の財務規則等の定めにより、とり扱う場合は「義援金」の補助口座を設け、義援金についての出納を明確にしておくものとする。
- (2) 預金と現金は区分することなく一括経理して差支えない。ただし、区分して経理する必要があるときは、口座を「現金」、「預金」に区分して扱うものとする。
- (3) 公共団体の取扱いで「雑部金」として保管するときは「その他保管金」として財務規則に定める「雑部金受払簿」により現金出納簿と別途に経理する。

○ 義援金受払簿（例）

年月日	摘 要	受	払	残	て ん 末
	ば け つ 〇〇商店より	個			9. 20配分
	衣 料 〇〇会社従業員	梱			9. 20配分
	現 金 〇〇中学生徒会	円			9. 10 現金出納簿へ転記
	物 資 〇〇町ほか2町村	個 梱 点	個 梱 点		点 } で2梱とする。 個

- (注) (1) この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。ただし、現金については、現金出納簿へ転記し、そのときに払出記帳する。なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差支えない。
- (2) 記載方法は、記載例に準じて行う。